問題演習 基本七法 2021 [設問集]

法学教室編集室編

憲法 大河内美紀
行政法 友岡史仁
民法 新堂明子
商法 小柿徳武
民事訴訟法 芳賀雅顯
刑法 齊藤彰子
刑事訴訟法 洲見光男

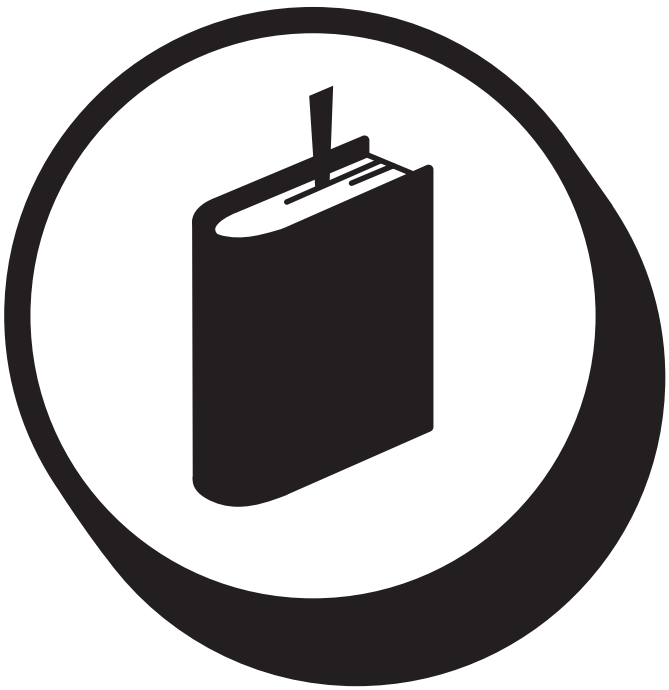

有斐閣
YUHIKAKU

ご利用にあたって

本設問集は，『問題演習 基本七法 2021』（有斐閣，2021 年）http://www.yuhikaku.co.jp/books/detail/9784641126336）の設問部分を抜粋しまとめたものです（同書は，月刊「法学教室」2020 年度〔475 号～486 号〕の演習欄の合本したものです。多少の語句の修正はありますが，設問としてはほぼ同じものとなります）。

本冊子を利用することで，POINT 欄や解説欄が目に入れることなく，設問のみと向き合うことができます。定期試験など各種試験に向けた自習やゼミでの検討素材にご活用ください。本冊子で設問について十分に考えたうえで『問題演習 基本七法 2021』や月刊「法学教室」に掲載の解説を読むことで学習効果が一層高まります。

なお，2018 年より『問題演習 基本七法』シリーズとして年版化されております。これまでのものも同様に設問部分を公開，配信をしています。また，月刊「法学教室」（毎月 28 日発売）では，毎号演習を掲載し，毎月 21 日前後に有斐閣ウェブサイト（http://www.yuhikaku.co.jp/）において，設問部分の公開をしています。どちらも学習教材として，是非ご活用ください。

最後に，本冊子ならびに『問題演習 基本七法』シリーズや月刊「法学教室」が，学習の役に立つものとなることを願います。演習設問部分の公開につきまして，ご快諾をくださいました先生方に御礼申し上げます。

法学教室編集室

目次・執筆者

憲法	名古屋大学教授 **大河内美紀** OKOCHI Minori
行政法	日本大学教授 **友岡史仁** TOMOOKA Fumito
民法	法政大学教授 **新堂明子** SHINDO Akiko
商法	大阪市立大学教授 **小柿徳武** KOGAKI Noritake
民事訴訟法	慶應義塾大学教授 **芳賀雅顯** HAGA Masaaki
刑法	名古屋大学教授 **齊藤彰子** SAITO Akiko
刑事訴訟法	同志社大学教授 **洲見光男** SHUMI Mitsuo

憲法

名古屋大学教授
大河内美紀
OKOCHI Minori

憲法 1（法教 475 号）

A 県の県議会議員である X は，県議会の第 2 回定例会における一般質問中に「知事はいつも嘘ばかりだ。人としてどうかと思う。まったく信用できない」と発言（以下，本件発言とする）した。これに対し議長は，本件発言は地方自治法 132 条のいう「無礼の言葉」に当たるとして，同法 129 条 1 項に基づき，発言の取消しを命じた（以下，本件命令とする）。X は，本件発言は社会通念上相当なものであり「無礼の言葉」には当たらないとして，命令に従わず，取消しを拒んだため，議長により，その日の会議が終わるまで発言をすることを禁止された。X が本件命令に従わなかったことに対しては，一部の議員から地方自治法 134 条以下に基づく懲罰の動議が出されたものの，可決には至らなかった。

後日，議員および関係者に第 2 回定例会の会議録（A 県議会会議規則 101 条の定める会議録。以下，配布用会議録という）が配布された。これは A 県議会会議規則に基づいて調整されたものであり，本件発言の部分は代わりに「――30 文字」と表示されていた。ただし，A 県で活動する NPO 団体が A 県情報公開条例に基づき，本件発言に係る会議録原本（配布用会議録を調整する前の会議録であり，議長が取消しを命じた発言も記載されている）の開示請求を行ったところ，開示が認められ，本件発言の内容を確認することができた。

X は A 県に対し本件命令の取消しを求めて出訴した（以下，本件訴えという）が，裁判所は，訴えは不適法だとしてこれを却下した。裁判所はなぜこのような判断をしたのか。憲法にかかわる問題について論じなさい。

【参考】A 県議会会議規則

100 条　会議録には議事の経過を記載する。

101 条　会議録は，印刷し，議員及び関係者に配布する。

102 条　前条の会議録には，秘密会の議事及び議長が取消しを命じた発言は記載しない。発言取消部分には，取り消した字数分の棒線を表示する。

憲法 2（法教 476 号）

1980 年代頃アメリカで浮上したスラップ訴訟（SLAPP：Strategic Lawsuit Against Public Participation），すなわち，原告の法的利益の実現よりも被告の公的・社会的活動の封じ込めを目的として行われる訴訟をめぐる問題は，日本でも 2000 年代以降特に注目されるようになった。O 高等裁判所判事である Y は，かねてよりスラップ訴訟問題に関心を抱いており，2016 年には法学系書籍の出版で知られる U 社の発行する法律雑誌において，実名および職名を明らかにして，スラップ訴訟は市民の社会的活動を萎縮させるため規制されるべきであり，カリフォルニア州の反 SLAPP 法に倣い，被告による原告の訴えがスラップであるとの反論が認められた場合には公訴を棄却する旨を定める立法を行うことに賛成である旨を述べる学術論文（以下，本件論文とする）を公表した。

また，Y は同年にツイッター上に実名のアカウントを取得し，プロフィールに職名を明記した上で，以後定期的に短文を投稿していた。投稿の多くは海外で裁判所によりスラップ訴訟と認定された事件の紹介だったが，なかには，日本国内でおきた事件に関するものも含まれていた。そのうちのひとつが，政治家 P が SNS 上で自らを批判した者を名誉毀損で訴えた事件について，報道記事にリンクを貼った上で「日本でも……」との文言だけを記載したものだった。このツイートを読んだ P が「スラップ訴訟だと一方的に決めつけるものだ」として O 高等裁判所に抗議したため，O 高等裁判所長官は，Y に対し口頭で注意を行った。

2019 年，P は再び同種の訴訟を提起し，Y はツイッター上において，同訴訟について報じた報道記事にリンクを貼り「またしても……」との文言を記載する投稿を行った（以下，本件投稿とする）。P は，Y による本件論文および本件投稿は裁判官の中立・公正を損なうものだとして，O 高等裁判所に強く抗議した。なお，いずれの訴訟も Y の担当外のものである。

仮に O 高等裁判所が Y の上記行為が懲戒事由に該当し，懲戒に相当すると判断したならば，O 高等裁判所は最高裁判所に対し，分限裁判の申立て

を行うこととなる。その場合，最高裁判所はどのような判断をすると考えられるか。論じなさい（分限裁判の手続の問題は論じないものとする）。

憲法 3（法教 477 号）

X は，職場で女性がハイヒールまたはパンプスの着用を義務付けられていることに抗議する#KuToo 運動に深く共感し，自分なりにこれを広めようと，フラッシュモブの方法をとることを思いついた。SNS を使って呼びかけると，10 名がそれに応じ，X を含む 11 名は，2019 年 8 月 1 日 18 時に Y 市中央駅自由通路をそれぞれ訪れ，各自がハイヒールを着用し，脚や頬に周囲から識別できる大きさで「#KuToo」とペイントした上で，19 時までの間に，場所を変えつつ 6 回にわたり，無言で苦痛の表情を浮かべてしゃがみ込み，しばし停止した後，スニーカーに履き替えて笑顔で立ち去るというパフォーマンス（以下，本件行為とする）を行った。1 回のパフォーマンスの時間は，概ね 3 分程度だった。

Y 市中央駅自由通路は，駅で東西に分断された商業地区を繋ぐように設置されたアーケード型の歩行者用デッキで，公の施設（自治 244 条）として Y 市が管理している。本件行為がなされたことを X の SNS で知った Y 市長は，X が他の参加者とともになした本件行為は，Y 市中央駅自由通路設置条例（以下，本件条例とする）10 条 1 項 3 号の禁止する「集会，デモ，座込み」に該当するとして，2019 年 9 月 1 日付けで，X に対し，同条 2 項に基づき，今後同条 1 項 3 号に掲げる行為を行わないよう命じた（以下，本件命令とする）。

X は，本件命令は違法であって取り消されるべきであると考え，法律家であるあなたに，本件命令の憲法上の問題について意見を求めた。あなたはどのような意見を述べるか。想定される反論を踏まえて論じなさい。

【参考】Y 市中央駅自由通路設置条例

1 条　この条例は，Y 市中央駅自由通路（以下，「自由通路」という）の設置および管理に関し必要な事項を定めることにより，歩行者の安全で快適な往来の利便に資することを目的とする。

10 条 1 項　自由通路において，次に掲げる行為をしてはならない。

⑴自由通路の施設その他の設備を汚損し，損傷し，若しくは滅失し，又はこれらのおそれのある行為
⑵球戯，ローラースケート，スケートボードその他これらに類する行為
⑶集会，デモ，座込み，寝泊り，仮眠，横臥その他これらに類する行為
⑷前各号に規定するもののほか，管理上支障を及ぼすおそれのある行為

同条 2 項　市長は，前項各号の行為をしたと認められる者に対し，当該行為の中止その他必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

憲法 4（法教 478 号）

X は，Y 市の住民約 50 人が集まって結成した写真サークル A の会員であり，A は，2000 年 4 月から月 1 回，Y 市公民館で講評会を行っている。講評会では，会員が，与えられたテーマにしたがって撮影した作品を持ち寄り，会員の投票によって「今月の 1 枚」を選んでいる。2019 年 7 月のテーマは「愛」であった。

X は，6 月に市内で行われたプライド・マーチを題材とし，写真を撮影した。プライド・マーチとは，セクシャルマイノリティへの差別と迫害に対する抵抗運動の嚆矢として知られる 1969 年 6 月の「ストーンウォールの反乱」の翌年に，これを記念して行なわれたデモをきっかけとして，こんにちでは世界中に広がっているセクシャルマイノリティへの差別撤廃を訴えるイベントである。ちょうど，同性カップルが結婚できないことは憲法違反だと訴える訴訟が各地で提起された直後でもあったため，Y 市で行なわれたプライド・マーチは，同性婚への賛否双方の立場から，大きな話題を呼んでいた。7 月の講評会での投票の結果，X の写真は圧倒的多数で「今月の 1 枚」に選ばれた。

Y 市公民館は，社会教育法 20 条の定める社会教育機関であり，月 1 回，広報のために『Y 市公民館通信』（以下，通信とする）を発行している。Y 市公民館は，A との合意に基づいて，2000 年 4 月から毎月，A の選んだ「今月の 1 枚」であること及び作者の名前を付記した上で，通信の裏表紙に「今月の 1 枚」に選ばれた写真を掲載してきた。しかし，同性婚については世論を二分する意見の対立があるため公民館の中立性とは相容れないとの理由で，Y 市公民館は，2019 年 7 月の「今月の 1 枚」に選ばれた X の写真を通信に掲載することを拒否し，X の写真を掲載することなく同月の通信を発行した。

X は，Y 市公民館が X の写真を通信に掲載しなかったことにより自らの権利が不当に侵害されたと考え，Y 市公民館に対して賠償を請求しようとあなたの勤務する弁護士事務所に相談に訪れた。X の被侵害利益は，学習権や表現の自由など多岐にわたることが想定されるため，事務所では分担

して事案を検討することとし，あなたは人格的利益のパートを受け持つこととなった。この事案において，あなたはどのように人格的利益の侵害を構成するか。想定される反論を踏まえつつ，論じなさい。

憲法 5（法教 479 号）

自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者に対し，その生活の再建を支援する制度として，被災者生活再建支援制度がある。阪神・淡路大震災の 3 年後，1998 年に被災者生活再建支援法のもとで創設された制度であり，改正を経てこんにちに至っている。同法によれば，その居住する住宅が全壊するなど一定の要件を満たす世帯の世帯主に対し，世帯主の申請に基づいて 100 万円，住宅を建設または購入する世帯についてはさらに 200 万円の再建支援金が支給される（3 条）。成立以降，2020 年 3 月までに，79 件の対象災害において約 28 万世帯に支給がなされている。

この法律は，阪神・淡路大震災で被災した多くの人々が生活の困難に直面したことを背景に立法されたものだが，遡及適用はされなかった。そのため，阪神・淡路大震災の被災者については，別途，同法の定める再建支援金に相当する程度の自立支援金を支給する措置が講じられた。それが，被災者自立支援金制度である。しかし，同実施要綱（以下，本件要綱とする）は，被災の事実および所得等に関する要件に加え，1998 年 7 月 1 日を基準日とし，その基準日において「世帯主が被災していること」を，自立支援金の支給要件としていた（本件要綱 3 条 1 号）。なお，国立社会保障・人口問題研究所によれば，2020 年において，15 歳以上の女性のうち自らが世帯主である者の割合は 24.7％であり，そのうち 66.0%が単独世帯であると推計されている。

本件要綱 3 条 1 号は，憲法 14 条との関係でどう評価すべきか。想定される反論を踏まえ，論じなさい。

【参考】被災者自立支援金制度実施要綱

3 条　被災者自立支援金の支給対象世帯は，次の各号の要件をすべて満たす世帯とする。　⑴世帯主が被災していること。

⑵住家が全壊（焼）の判定を受けた世帯，又は半壊（焼）の判定を受け当該住家を解体した世帯であること。

⑶同一世帯に属する者全員の総所得の合計が，次表〔省略〕に掲げる金額以下の世帯であること。

4 条 2 項　申請は，世帯主が行うものとする。

憲法 6（法教 480 号）

2013 年の薬事法改正（法律名の変更により以後は医薬法と略称される）により，一般用医薬品のインターネット販売が解禁された。一般用医薬品とは，「医薬品のうち，その効能及び効果において人体に対する作用が著しくないものであって，薬剤師その他の医薬関係者から提供された情報に基づく需要者の選択により使用されることが目的とされているもの」（医薬法 4 条 5 項 4 号）を指す。一般用医薬品は，さらに，その副作用等による日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれに応じて，第 1 類から第 3 類に区分されており（同 36 条の 7 第 1 項），第 1 類医薬品の販売に際しては，第 2・3 類医薬品とは異なり，薬剤師が，あらかじめ当該医薬品を使用しようとする者の状況等を確認し，購入者に必要な情報を提供することが義務付けられている（同 36 条の 10 第 1・2 項。以下，情報提供義務とする）。なお，インターネット販売が解禁されたのは，医薬品のうち一般用医薬品のみであり，いわゆる処方薬（薬局医薬品〔同 4 条 5 項 2 号〕）および処方薬から一般用医薬品に移行して日が浅く安全性の評価が確定していない医薬品（要指導医薬品〔同 3 号〕）は対面販売によることが法律上規定されている（同 36 条の 4・同条の 6）。

この改正は，2009 年改正による薬事法施行規則が第 3 類を除く一般用医薬品につき対面販売を義務付けていたことを違法とした最高裁判決（最判平成 25・1・11 民集 67 巻 1 号 1 頁。以下，平成 25 年判決とする）を踏まえた医薬品販売規制の見直しの一環としてなされた。

ところが，改正後に行った第 1 類医薬品の販売実態把握調査によると，個別に行うべき情報提供を電子メールの一斉返信のみで済ませるなど，インターネット販売において情報提供義務が遵守されていないケースが有意に多く存在することが判明した。もしあなたが，厚生労働省の担当者に「法律により，第 1 類医薬品に限り，インターネット販売における購入者との通信手段をテレビ電話などより対面に近い形の情報機器に限定した場合，憲法上問題があるか」と尋ねられたら，どう答えるか。なお，一般用医薬品の販売サイトのうち第 1 類医薬品を取り扱っているサイトは約

30％であり，一般用医薬品における第１類医薬品の構成比は約4％とする。

憲法 7（法教 481 号）

X は，2019 年 6 月に母国の大学で法学を修めたのち来日し，留学生の在留資格（入管別表第 1 の 4）で Y 市に居住し，市内の日本語学校に通っていた。2020 年秋には Y 市立大学大学院を受験する予定だった。しかし，受験を目前にした 2020 年 8 月 1 日，X は通学中にくも膜下出血をおこし，A 市民病院に緊急搬送された。入院・手術によって X は一命を取り留め，同月 25 日に退院したが，A 市民病院における X の医療費は，合計 161 万 9000 円に及んだ。X には支払能力がなく，途方に暮れていたところ，同じく Y 市立大学を受験する予定の友人から生活保護法上の医療扶助のことを聞いた。

生活保護法は，生活を営む上で必要な各種費用に応じて扶助を支給すべく，生活扶助や住宅扶助など 8 種類の保護を定めている（11 条 1 項）。医療扶助はそのひとつであり，原則として現物給付される（34 条）。すなわち，各自治体の福祉事務所の委託を受けて，指定された医療機関が被保護者に対して医療を提供し，診療にかかる費用は直接医療機関に支払われる。保護費は，各自治体が 4 分の 1，国が 4 分の 3 の割合で負担する（75 条）。なお，生活保護は原則として申請に基づいて開始されるが，要保護者が急迫した状態にあるときは，保護の実施機関は，職権をもって保護を開始しなくてはならないとされている（25 条）。

X は，さっそく医療扶助の開始を求めて Y 市福祉事務所に対し申請を行ったが，Y 市福祉事務所は，X の在留資格が留学生であることを理由に申請を却下した。1954 年の厚生省通知「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」（以下，本件通知とする）は，生活保護法 1 条により外国人は法の適用対象とならないとした上で，「生活に困窮する外国人に対しては一般国民に対する生活保護の決定実施の取扱に準じて……必要と認める保護を行う」としており，以後，本件通知に基づいて外国人に対する生活保護の措置が行われていたが，1990 年 10 月に，厚生省は，本件通知に基づく生活保護の対象となる外国人の範囲について，本来最低生活保障と自立助長を趣旨とする生活保護が予定する対象者は自立可能な者で

なければならないという見地から外国人のうち永住的外国人のみが生活保護の措置の対象となるべきであるとして，出入国管理法別表第 2 記載の外国人（以下，永住的外国人とする）に限定する旨の取扱いの方針を示している。

この却下処分の違憲性を訴えるには，X はいかなる憲法上の主張（14 条を除く）をすべきか。論じなさい。

憲法 8（法教 482 号）

税関には，一般に，関税の公平確実な賦課徴収に加え，税関を通過する貨物に輸出入してはならない物が含まれていないかを審査する，いわゆる水際取締りの役割が期待されている。そのため，関税法 67 条は，輸出入をしようとする者は，当該貨物の品名や数量等を税関長に申告し，貨物につき必要な検査を経て，その許可を受けなければならないとしている。しかし，国際郵便については個人利用が多く，また，大量であるため，例外的に，輸出入の手続を簡易迅速に行うべく，前記手続の適用が原則的に排除されている。ただし，国際郵便物は，一部の例外を除いて日本郵便株式会社によって税関長に提示されるものとされており（関税 76 条 3 項），税関長は，国際郵便物中にある信書以外の物については必要な検査をさせることができる（同 1 項）。また，税関職員には，検査に際して見本を採取する権限が与えられている（同 105 条 1 項 3 号）。

2007 年の関税法改正より，医薬法 2 条 15 項に規定する指定薬物が新たに輸入禁制品に加えられた（関税 69 条の 11 第 1 項 1 号の 2）。この改正は，従前から輸入禁制品とされていた麻薬や覚醒剤等ではないものの，幻覚等の作用を有する蓋然性が高く，かつ，人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがある，いわゆる危険ドラッグ規制の一環としてなされたものである。

現在，税関では，国際郵便物中の不正薬物の有無を確認するために，不正薬物・爆発物探知装置を用いた検査（以下，TDS 検査とする）が広く用いられている。これは，検査対象貨物そのものを開封したり破壊したりすることなく，その表面に付着した微粒子を拭き取り剤で採取し，その採取物質を解析して不正薬物を探知するものである。そして，TDS 検査によって不正薬物が探知された場合には，当該検査対象貨物を開封し，ごく微量の見本を採取し，試薬を用いた鑑定が行われる。しかし，危険ドラッグは覚醒剤等の規制成分の化学構造を変化させて作られるため，新たに輸入禁制品に加えられた指定薬物の一部について，既存の TDS 検査では探知されない可能性がある。そのため，A 税関では，品名がわからない国際郵便物

については外装箱を開披し，検査対象貨物を目視した上で，それが粉末状または錠剤状である場合には必ず開封し，見本を採取し，試薬を用いた鑑定を行い，国際郵便物中の指定薬物の有無を確認することを検討している（以下，本件手続とする）。

このような検査を裁判官の発する令状なしに行った場合，いかなる憲法上の問題が生じると考えられるか。想定される反論を踏まえて論じなさい。

憲法 9（法教 483 号）

X は，2016 年 1 月 11 日に詐欺の被疑事実により逮捕勾留されたが，同年 3 月 11 日に釈放された。身柄拘束期間は 2 か月であり，X は，同年 6 月 11 日付で嫌疑不十分を理由とする不起訴処分となった。

これをうけて X は，Y 地検検察官に対して被疑者補償規程に基づく補償の申出を行った。被疑者補償とは，1957 年に法務省訓令として定められた被疑者補償規程に基づき，被疑者として抑留又は拘禁を受けた者に対してなされる刑事補償である。同規程は，被疑者として抑留又は拘禁を受けた者につき，公訴を提起しない処分があった場合において，その者が罪を犯さなかったと認めるに足りる十分な事由があるときは，補償をすると定める（2 条）。補償の裁定は，公訴を提起しない処分をした検察官の所属する検察庁の検察官が行い（5 条），これに対する上訴の定めは存在しない。

ところが，Y 地検検察官は X に対して補償をしない旨の裁定（以下，本件裁定とする）を行った。X は，Y 高検検察官に対して不服申出をしたものの，Y 高検検察官はこの不服申出には理由がないとの処理（以下，本件処理とする）を行ったため，X は，本件裁定および本件処理は違法であるとして取消訴訟を提起した。しかし裁判所は，被疑者補償規程が訓令の形式によることおよびその制定・改正経緯からみて，同規程は検察官に対して被疑者に補償をすべき義務と権限を与えたものであり，同規程によって国民に被疑者補償請求権が認められているものではないため，本件裁定および本件処理はいずれも抗告訴訟の対象となる行政処分に当たるとはいえないとして，X の訴えを退けた。

裁判所のこの判断は，憲法上の刑事補償請求権に関するいかなる理解を前提としているか。想定される反論を踏まえつつ，論じなさい。

憲法 10（法教 484 号）

憲法 52 条は，国会の常会は，毎年 1 回これを召集すると定める。しかし国会には，常会のほかに，同 54 条 1 項の定めに基づいて召集される国会（特別会）と同 53 条の定める臨時会とがあり，実際には，年 2 回以上国会が開かれるのが常である。だが，2015 年には，国会は 1 回しか召集されなかった。9 月 27 日に第 189 回国会（常会）が閉会したのち，10 月 21 日に野党議員らが臨時会の召集を要求したものの，内閣がこれに応じなかったからである。代わりに翌 2016 年，例年より早い 1 月 4 日に常会が召集された。また，2017 年には，6 月 18 日に第 192 回国会（常会）が閉会したのち，6 月 22 日に臨時会の召集の要求がなされたものの，98 日後の 9 月 28 日まで臨時会が召集されないという事態が生じた。

こうした状況を背景として，A 党は，臨時会の召集が適正に行われるようにするため，国会法の一部を改正する法律案（通称「臨時会召集適正化法案」）を次期国会に提出する準備をしている。もしあなたが，A 党の議員に「臨時会召集適正化法案について，憲法上の問題があるか」と尋ねられたら，憲法の専門家としてどう答えるか。論じなさい。

【参考】国会法の一部を改正する法律案（通称「臨時会召集適正化法案」）

1 条　国会法（昭和 22 年法律第 79 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の次に次の 1 条を加える。

3 条の 2　前条の要求書が提出された場合，要求があった日から 20 日以内に，臨時会を召集しなくてはならない。ただし，30 日以内に常会が召集される場合は，この限りでない。

憲法 11（法教 485 号）

欧州を中心に，近年，インターネット上のヘイトスピーチへの対策が強化される傾向にある。ドイツでは 2017 年に，SNS 事業者に対して現行法上違法となる表現の削除を義務付けるいわゆる SNS 法が制定された。こうした状況を受け，政府は，憎悪コンテンツ規制委員会という行政機関を新たに設置し，特定のコンテンツの削除命令などの処分を行わせるとともに，その処分への不服申立手続として同委員会による司法手続に類似した裁決を用意し，さらに，その裁決に不服がある者には裁判所に取消訴訟を提起させるという仕組みを備えた法律案を検討している。もしあなたが，「この仕組みには憲法上の問題があるか」と尋ねられたら，憲法の専門家としてどう答えるか。論じなさい。

【参考】憎悪コンテンツ規制法（案）（抜粋）

2 条　この法律において「憎悪コンテンツ」とは，第 3 条に定めるインターネット上に流通させてはならない不当な差別的コンテンツをいう。

4 条　特定電気通信役務提供者は，憎悪コンテンツをインターネット上に流通させてはならない。

5 条 1 項　第 4 条の規定に違反する行為をした特定電気通信役務提供者は，被害者に対し，損害賠償の責めに任ずる。

同条 2 項　前項の規定による損害賠償の請求権は，第 6 条に規定する削除命令が確定した後でなければ，裁判上主張することができない。

6 条　第 4 条の規定に違反する行為があるときは，憎悪コンテンツ規制委員会は，12 条以下に規定する手続に従い，特定電気通信役務提供者に対し，憎悪コンテンツの削除を命ずることができる。

10 条 1 項　国家行政組織法（昭和 23 年法律第 120 号）第 3 条第 2 項の規程に基づいて，総務大臣の所轄の下に，憎悪コンテンツ規制委員会（以下「委員会」という）を設置する。

同条 2 項　委員会は，5 人の委員をもって組織する。

同条 3 項　委員は，両議院の同意を得て，内閣総理大臣が任命する。委員の任期は，3 年とする。

同条 6 項　内閣総理大臣は，委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には，両議院の同意を得て，その委員を罷免することができる。

20 条　第 5 条の規定による損害賠償に関する訴えが提起されたときは，裁判所は，憎悪コンテンツ規制委員会に対し，同条に規定する違反行為によって生じた損害の額について，意見を求めることができる。

憲法 12（法教 486 号）

過疎は日本の社会が抱える深刻な問題のひとつであり，様々な場面に影響を及ぼしている。そのひとつが，地方議会議員の「なり手」の減少である。この問題は，特に，人口規模の小さい自治体の議会において顕著であって，町村議会についてみた場合，2007 年に実施された統一地方選挙において無投票当選となったのは 448 団体中 67 団体，15.0％であった。その割合は増加傾向にあり，2019 年の統一地方選挙時には 375 団体中 93 団体，24.8％にも及んでいる。議員数でみると 4233 人中 988 人で，町村議会議員の 23.3％が無投票で当選したこととなる。また，立候補者数が議員定数を下回るいわゆる定員割れが生じた町村議会も，8 つ，存在する。

A 村もそうした自治体のひとつであり，この 10 数年，村議会議員のなり手不足に悩んできた。そこで，A 村議会では，現行の村議会にかかる諸条例を廃止するとともに下記の条例を制定し，議会に代わる会議体を設置し，運営することを検討している。もしあなたが，A 村議会の関係者に「この条例の定める会議体の設置について，憲法上の問題があるか」と尋ねられたら，憲法の専門家としてどう答えるか。論じなさい。

【参考】A 村村民総会設置運営基本条例（案）（抜粋）

1 条　この条例は，A 村の村民総会の設置及び運営に関する基本的な事項を定め，もって，A 村における住民自治の実現及び地方自治の確立を図ることを目的とする。

2 条　地方自治法 94 条の規定に基づき，A 村に，議会に代えて，村民総会を設置する。

4 条　日本国民たる年齢満 18 年以上の者で，引き続き 3 箇月以上 A 村の区域内に住所を有する者は，村民総会の構成員となる。

5 条　村民総会は，この条例及びこの条例に基づく条例に定めるところによるほか，法律により村議会の権限に属するとされている事項に関する権限を有する。

6 条 1 項　村民総会は，村長がこれを招集する。

同条 2 項　総会構成員の総数の 4 分の 1 以上の者は，村長に対し，会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求することができる。

同条 3 項　前項の規定による請求があったときは，村長は，請求のあった日から 20 日以内に臨時会を招集しなければならない。

7 条　地方自治法 102 条の規定は，村民総会について準用する。この場合において，同条第 2 項にいう条例で定める回数は，年 1 回とする。

行政法

日本大学教授
友岡史仁
TOMOOKA Fumito

行政法 1（法教 475 号）

S 県在住の X は，日本刀の魅力に取りつかれたいわゆる「刀剣女子」であり，日本刀を見ているだけでは飽き足らず，実際にそれを所持したいと考えた。そこで，思い切って日本刀を扱っている刀剣商を営む A 専門店に行き，お気に入りの日本刀を購入することにした。

最初，A では日本刀の模造刀を勧められたが，元々本物志向であった X は，店で手に取った真剣の日本刀がすっかり気に入り，一振（刃渡り 60 センチ）を購入し，家に持ち帰った（以下，「本件日本刀」という）。購入に際し，A からは「鑑定書付き」という説明を受けただけで，その他は特段話を聞いていなかった。その後，X はしばらく自宅で本件日本刀を観賞用に飾っていたが，その後，インターネットで知り合った友人同士が集まる会合で楽しむべく，本件日本刀を持参した。

しかし，A が提示した本件日本刀の「鑑定書」が偽物と分かり，銃砲刀剣類所持等取締法（以下，「銃刀法」という）に基づき必要な手続もなされておらず，販売元の A はすでに廃業していることから，X 自身も何がしかの規制を受けることはないか，困惑している。　X の本件日本刀の所持について，下記の参照法令に照らして行政法の観点から検討せよ。

〔参照法令〕銃刀法（抄）

第 2 条②　この法律において「刀剣類」とは，刃渡り 15 センチメートル以上の刀……をいう。

第 3 条①　何人も，次の各号のいずれかに該当する場合を除いては，銃砲又は刀剣類を所持してはならない。

六　第 14 条の規定による登録を受けたもの（変装銃砲刀剣類を除く。）を所持する場合

第 4 条　次の各号のいずれかに該当する者は，所持しようとする銃砲又は刀剣類ごとに，その所持について，住所地を管轄する都道府県公安委員会の許可を受けなければならない。

九　博覧会その他これに類する催しにおいて展示の用途に供するため，銃砲又は刀剣類を所持しようとする者

第 10 条①　第 4 条又は第 6 条の規定による許可を受けた者は，それぞれ当該許可に係る用途に供する場合その他正当な理由がある場合を除いては，当該許可を受けた銃砲又は刀剣類を携帯し，又は運搬してはならない。

第 14 条②　銃砲又は刀剣類の所有者（所有者が明らかでない場合にあっては，現に所持する者。以下同じ。）で前項の登録を受けようとするものは，文部科学省令で定める手続により，その住所の所在する都道府県の教育委員会に登録の申請をしなければならない。

③　第 1 項の登録は，登録審査委員の鑑定に基いてしなければならない。

第 21 条　第 10 条（第 2 項各号を除く。）の規定は，第 14 条の規定による登録を受けた銃砲又は刀剣類を所持する者について準用する。この場合において，第 10 条第 1 項中「それぞれ当該許可に係る用途に供する場合その他正当な理由」とあるのは「正当な理由」と……読み替えるものとする。

行政法 2（法教 476 号）

X は国産大手の酒類を全国的にインターネットで販売する計画を立て，A 税務署長に対し「通信販売酒類小売業免許」を申請したが，A は「X の申請内容は通達に違反する」との理由を付した書面を交付し拒否する処分を行った（以下，「本件処分」という）。本件処分の理由は，おそらく X が「酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達」（以下，「本件通達」という）10 条 11 号関係の 4⑴イにある「特定製造者」が製造販売する酒類以外を販売対象としていたことにあると思われたが，納得がいかず，本件処分の取消しを求めて訴えを提起した。

X が出訴後，A が「本件処分は X が申請する通達 10 条 11 号関係の 4⑴イに限定した商品以外の酒類が通信販売の対象となれば，需給の均衡維持に大きな影響を与えると考えられるため」とする旨を文書で回答してきた。

以上の事実に照らして，X が本件処分につき行政法上主張し得る論点について検討せよ。

〔参照法令等〕

○酒税法（抄）

第 9 条①　酒類の販売業……をしようとする者は，……販売場……ごとにその販売場の所在地……の所轄税務署長の免許（以下「販売業免許」という。）を受けなければならない。

第 10 条　……酒類の販売業免許の申請があつた場合において，次の各号のいずれかに該当するときは，税務署長は，……酒類の販売業免許を与えないことができる。

十一　酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持する必要があるため酒類の製造免許又は酒類の販売業免許を与えることが適当でないと認められる場合

○酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達（抄）

第 9 条 1 項関係の 8⑴イ

（ロ）　通信販売酒類小売業免許

通信販売酒類小売業免許とは，通信販売（2 都道府県以上の広範な地域の消費者等を対象として，商品の内容，販売価格その他の条件をインターネット，カタログの送付等により提示し，郵便，電話その他の通信手段により売買契約の申込みを受けて当該提示した条件に従って行う販売をいう。以下同じ。）によって酒類を小売することができる酒類小売業免許をいう。（以下略）

第 10 条 11 号関係の 4

通信販売酒類小売業免許は，販売しようとする酒類の範囲が次の場合には免許を付与等する。

⑴　国産酒類のうち，次に該当する酒類

（イ）　カタログ等の発行年月日の属する会計年度の前会計年度における酒類の品目ごとの課税移出数量設問が，全て 3,000 キロリットル未満である製造者（以下この 4 において「特定製造者」という。）が製造，販売する酒類

行政法 3（法教 477 号）

X は，K 県立 A 高等学校卒業後，学校教育法に規定された「専修学校」として K 県知事より認可を受けた B 専門学校で 2 年間の課程を修了し，Y 市職員として C 課に採用された（以下，「採用処分」という）。Y 市では当該課の職員採用要件が「高等学校を卒業見込みまたは高等学校を卒業した者」とされていたが，採用試験時に X が Y 市に提出した履歴書には，最終学歴として「K 県立 A 高等学校卒業」と記載し，B 専門学校修了見込みであることは記載しなかった。その後面接試験でも履歴に関する指摘はなく，正式に採用されるに至った。

X は採用処分後も特段問題なく業務をこなしていたが，採用後 20 年を経過した際，内部告発を受けた Y 市当局では，X が虚偽の履歴記載を理由に免職事由に相当すると解し懲戒免職処分（以下，「本件処分」という）を行った。これに対し，引き続き Y 市職員として働き続けたい X はどうしたらよいか T 弁護士に相談した。T が X にできる行政法上のアドバイスについて，検討せよ。

〔参照法令等〕〇地方公務員法（抄）

第 29 条①　職員が次の各号の一に該当する場合においては，これに対し懲戒処分として戒告，減給，停職又は免職の処分をすることができる。

三　全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合

第 51 条の 2　第 49 条第 1 項に規定する処分であつて人事委員会又は公平委員会に対して審査請求をすることができるものの取消しの訴えは，審査請求に対する人事委員会又は公平委員会の裁決を経た後でなければ，提起することができない。

〇Y 市懲戒処分の標準例（抄）

1　基本事項

以下については，代表的な事例を選び，それぞれにおける標準的な処分量定を掲げています。具体的な量定の決定にあたっては，

⑴　公務遂行にかかる非違行為か否か

⑵　非違行為の動機，状況及び結果はどのようなものであったか

⑶　故意又は過失の度合はどの程度であったか

⑷　他の職員及び社会に与える影響はどのようなものであるか

⑸　非違行為を行った職員の職務上の責任は，非違行為との関係でどのように評価すべきか

⑹　司法判断はどのようなものであるか

⑺　被害者との間で示談や和解がなされているか

⑻　過去に非違行為を行っているか

等のほか，日頃の勤務態度や非違行為後の対応等も含め，総合的に考慮したうえで判断することとします。個別の事案の内容によっては，標準例に掲げる量定以外となることもあり得ます。

なお，標準例にない非違行為についても，懲戒処分の対象となり得るものとし，これらについては標準例に掲げる取扱いを参考に判断することとします。

2　標準例

⑴　一般服務関係

ア　学歴詐称

学歴を詐称して採用された職員は免職又は停職とする。

行政法 4（法教 478 号）

X は W 県保健所長 A から営業許可を受け飲食店を営んでいたが，店内の冷凍設備が W 県食品衛生法施行条例（以下，「条例」という）4 条別表 2⑵アエに該当せず，一日の利用客に比して食料品の保存には不十分であることが分かったため，A は改善を求める書面（以下，「本件書面」という）を X に交付した。これに対し，X は飲食店として繁盛しており，書面の交付以前において食中毒が生じたり客からのクレームも一切なく，要求を聞き入れる意思はない旨 A に明言した。このような事実を踏まえ，W 県では同県ホームページ（以下，「HP」という）上でも，本件書面内容を公表した。

その後，A は X に対し改めて 10 日間の整備改善を命じたものの，やはり X は聞き入れる見込みがなく，営業許可の取消しに値する旨 X に告知し聴聞を実施した。聴聞では新たな事実は提示されなかったが，A が別途行った職権調査では，冷凍冷蔵施設がトイレのそばに設置されているなど異物混入を容易に招きやすい店舗構造のため，条例 4 条別表 2⑴エアに該当する事実が判明し，A は X の営業許可を取り消す処分（以下，「本件処分」という）を行った。

A による本件書面の交付および本件処分のそれぞれ前後に分けて，X の立場に立った行政法上の問題を述べよ。なお，W 県行政手続条例では行政手続法と同様の規定を置くものとする。

〔参照法令等〕

○食品衛生法（抄）

第 51 条　都道府県は，飲食店営業その他公衆衛生に与える影響が著しい営業……であって，政令で定めるものの施設につき，条例で，業種別に，公衆衛生の見地から必要な基準を定めなければならない。

第 56 条　都道府県知事は，営業者がその営業の施設につき第 51 条の規定による基準に違反した場合においては，その施設の整備改善を命じ，又は第 52 条第 1 項の許可を取り消し，若しくはその営業の全部若しくは一部を禁止し，若しくは期間を定めて停止することができる。

○食品衛生法施行令（抄）

第 35 条　法第 51 条の規定により都道府県が施設についての基準を定めるべき営業は，次のとおりとする。

一　飲食店営業（……）

二　〔以下略〕

○W 県食品衛生法施行条例（抄）

第 4 条　法第 51 条に規定する基準は，別表第 2 のとおりとする。

別表第 2（第 4 条関係）

⑴　共通基準

エ　汚物処理

（ア）　便所は，原則として，施設専用で，従事者数及び客数に応じた規模のものであり，かつ，ねずみ，昆虫等の侵入を防ぐ構造を有すること。

⑵　業種別基準

ア　飲食店営業

（エ）　冷凍食品を保存する場合にあっては，冷凍食品の取扱量に応じた十分な大きさを有し，かつ，零下 15 度以下の温度に保つことができる冷凍設備が設けられていること

行政法 5（法教 479 号）

X は K 県立 N 高校剣道部で主将を務めていた。また，同部では N 高校教諭で最近顧問として就任した F とそれ以前より「部活動指導員」として外部から採用されていた T との二人体制で指導に当たっていたが，F は実技経験者でなかったため，部の運用面を担当する形で，K 県教育委員会が公表する「K 県の部活動の在り方に関する方針」に沿った「年間指導計画」を N 高校校長に提出していた。したがって，F は校内指導を T に一切委ね，その間は職員室に待機するなどしていた。

X は酷暑の中，冷房のない体育館で連日練習をし，主将としての責任感もあって，大会での上位成績を目指し練習を続けていた。しかし某日，同じ体育館でバレーボール部員 A が投じたボールが偶然 X に当たり，その場で X は倒れこんだ。その際 T が X に対し「大したことはない」などと述べ，一度 X は練習を再開したが，その後しばらくして，体調不良を訴えけいれんし始めたことから，T は F と相談の上救急車を呼んで対応した。

X はこの事故を契機に重い後遺症を患うことになったが，連日無理を重ねて練習をさせた T とそれを放任した F の責任であるとして，K 県に対し国家賠償法（以下，「国賠法」という）1 条 1 項に基づく損害賠償請求を提起しようと考えている。X が主張し得る行政法上の論点について，F と T の個人責任に着目しながら検討せよ。

〔参照法令等〕

○学校教育法施行規則（抄）

第 78 条の 2　部活動指導員は，中学校におけるスポーツ，文化，科学等に関する教育活動（中学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する。

第 104 条①　……第 78 条の 2 の規定は，高等学校に準用する。

○K 県の部活動の在り方に関する方針（抄）

1　適切な運営のための体制整備

⑴　部活動の方針の策定等

イ　顧問の教員及び部活動指導員（以下「部活動顧問」という。）は，適切な活動を推進するため，目標や運営の方針等を踏まえた年間指導計画を作成し，校長に提出する。

⑵　指導・運営に係る体制の構築

ア　学校の設置者は，各学校の生徒や教師の数，部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ，部活動指導員を任用し，学校に配置する。

行政法 6（法教 480 号）

A 県は自ら所有し管理運営してきたN空港の経営合理化をめざすべく「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（以下，「PFI 法」という）に基づき民間事業者 T 社に「公共施設等運営権」を設定し，N 空港施設の整備とあわせて運営を全面的に委ねる契約（以下，「コンセッション契約」という）を締結した。

その後，当該空港周辺では，元々住宅地が密集していたが，当該契約締結以降のインバウンド効果の勢いにのって発着便数の増加に加えて運用時間外の運航が頻発し，ターミナル増設に伴い騒音が顕在化したため，空港設置以前から居住してきた X1 と発着便数増加が見られて以降転居してきた X2 が騒音被害を理由として A 県に対する国家賠償法(以下,「国賠法」という）2 条 1 項に基づく損害賠償請求を提起しようと考えている。この請求の可否について，騒音の種別と指定管理者制度（自治 244 条の 2 第 3 項）に照らしながら，検討せよ。

〔参照法令等〕

〇PFI 法（抄）

第 18 条①　公共施設等の管理者等……は，……条例の定めるところにより，実施方針を定めるものとする。

第 22 条①　公共施設等運営権者は，……公共施設等の管理者等と，次に掲げる事項をその内容に含む契約（以下「公共施設等運営権実施契約」という。）を締結しなければならない。〔以下略〕

〇A 県 N 飛行場の設置及び管理に関する条例（抄）

第 4 条　空港の滑走路，誘導路及びエプロン……運用時間は，午前 7 時から午後 10 時までとする。ただし，知事は，定期便の遅延，地震その他の災害，空港に関する工事等のため必要があると認めるときは，これを変更することができる。第 5 条①　飛行場の運用時間外に航空機の離着陸のため飛行場の施設を利用しようとする者は，あらかじめ，……知事の許可を受けなければならない。

〇N 空港特定運営事業等公共施設等運営権実施契約書（抄）

第 42 条①　運営権者は，運営権者が本事業実施に際し，第三者に損害を及ぼした場合は，直ちにその状況を A 県に報告しなければならない。

②　前項の損害が運営権者の責めに帰すべき事由により生じたものである場合は，運営権者が当該第三者に対し当該損害を賠償しなければならない。

③　第 1 項の損害が A 県の責めに帰すべき事由により生じたものである場合は，A 県が当該第三者に対し当該損害を賠償しなければならない。

行政法 7（法教 481 号）

将来に不安を感ずる X1 は仮想通貨を用いて資産を増やそうと思い，たまたまウェブ上で A 社の広告を発見して必要とされる 30 万円の申込金を支払った。その広告には，申込金の入金後は自動的に収入を得られるというたい文句があったが，実際は仮想通貨の相場などに左右されるため，その通りに必ず儲けが出るはずのないものであった。

他方，このような広告を信頼した結果，多額の損失が生じたとの相談がすでに Y 県消費生活総合センターに多数寄せられていたため，特定商取引に関する法律（以下，「特商法」という）12 条の規定に該当するものとして，Y 県知事は A 社に対し業務改善命令を行った（12 条。特商法施行令 19 条 5 項で主務大臣の権限は都道府県知事に委任されている)。これに対し，A 社は依然ウェブサイト上に当該広告を掲載し，自らの正当性を訴えており，改善される気配が一向にないまま今に至る。

そこで，X1 は自らと状況の似た者らとともに「仮想通貨の問題を考える会」と称する訴訟団体 X2 を結成して，Y 県が業務停止命令（15 条 1 項）・禁止命令（15 条の 2 第 1 項）といった必要な措置を全く講じていないことを理由に X1 と X2 それぞれの名で抗告訴訟を提起しようと考えている。この場合の訴訟要件に係る問題について，検討せよ（本件事実関係は東京都生活文化局ウェブサイト掲載事例を参考にした)。

〔参照法令〕　特商法（抄）

第 12 条　販売業者又は役務提供事業者は，通信販売をする場合の商品……について広告をするときは，当該商品の性能……について，著しく事実に相違する表示をし，又は実際のものよりも著しく優良であり，若しくは有利であると人を誤認させるような表示をしてはならない。

第 15 条①　主務大臣は，販売業者若しくは役務提供事業者が……第 12 条……の規定に違反し……た場合において通信販売に係る取引の公正及び購入者若しくは役務の提供を受ける者の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき……は，その販売業者又は役務提供事業者に対し，

2 年以内の期間を限り，通信販売に関する業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずることができる。

第 15 条の 2①　主務大臣は，販売業者又は役務提供事業者に対して前条第 1 項の規定により業務の停止を命ずる場合において，……当該各号に定める者が当該命令の理由となった事実及び当該事実に関してその者が有していた責任の程度を考慮して当該命令の実効性を確保するためにその者による通信販売に関する業務を制限することが相当と認められる者として主務省令で定める者に該当するときは，その者に対して，当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて，当該停止を命ずる範囲の業務を新たに開始すること……の禁止を命ずることができる。

行政法 8（法教 482 号）

A 町水道局はこれまで他の地方公共団体に比べて比較的安価な料金を維持してきたが，人口流出と施設の老朽化が重なり，慢性的な赤字経営に拍車がかかった状態にあった。このため，早急の収益改善を目指すべく，使用料の値上げに係る「A 町水道条例の一部改正に関する条例」が町議会で可決成立した（以下，「本条例」という）。

A 町水道条例では，従前より使用水量が 20 ㎥までを基本料金とし超過料金を 1 ㎥につき定めていたが，本条例では，使用料の多かった工場用について，現在の超過料金を 3 倍程度値上げする旨を内容とする一方，一般用（家庭用）など他の用途は反対が根強いことを踏まえて，ひとまず据え置くこととした。なお，この値上げに伴い，供給規程も変更されて厚生労働大臣には関連する必要書類が届け出られている。

以上を受けて，A 町で工場を営む X は，このような本条例の内容に不満を抱き，行政事件訴訟法（以下，「行訴法」という）の規定を用いて訴えを提起しようとしている。X にとって考えられる訴訟について，検討せよ。

〔参照法令等〕〇水道法（抄）

第 14 条①　水道事業者は，料金，給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件について，供給規程を定めなければならない。

②四　特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

⑤　水道事業者が地方公共団体である場合にあっては，供給規程に定められた事項のうち料金を変更したときは，厚生労働省令で定めるところにより，その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

〇地方自治法（抄）

第 225 条　普通地方公共団体は，……公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

第 228 条①　分担金，使用料，加入金及び手数料に関する事項については，条例でこれを定めなければならない。（以下略）

第 244 条③　普通地方公共団体は，住民が公の施設を利用することについて，不当な差別的取扱いをしてはならない。

○水道法施行規則（抄）

第 12 条の 6　法第 14 条第 5 項の規定による料金の変更の届出は，届出書に，料金の算出根拠及び経常収支の概算を記載した書類を添えて，速やかに行うものとする。

行政法 9（法教 483 号）

Y 市に親の代から原野 2 ヘクタールほど所有していた X は，その土地を活用して出力 1MW の大規模太陽光発電施設（以下，「本件メガソーラー」という）を設置し売電ビジネスを行うことを思い立った。

当初，Y 市には太陽光発電施設を設置する者がいなかったが，X による本件メガソーラー設置の動きを察知した市側は，景観計画を策定し当該土地の近隣に「景観計画区域」を設定し，急ぎ「Y 市再生可能エネルギー発電設備設置事業に関する条例」（以下，「本条例」という）を制定し，本条例 8 条に基づき，X の当該土地を「特別保全地区」に急きょ指定した（以下，「本件指定」という）。なお，本条例は「高崎市自然環境，景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例」を参考にしている。

そこで X は，本条例 13 条 1 項の規定に従い，必要な書類をそろえて市長に許可申請を行ったが，不許可とされた。これに対し X は，市の一連の行為を問題視しつつ，本条例 14 条 1 項所定の許可要件をすべて充足するにもかかわらず不許可とされたことを不服として，行政事件訴訟法（以下，「行訴法」という）に規定された訴訟類型を用いて訴えを提起することとした。

X が選択し得る訴訟手続上の問題について，X の立場に立ち，裁判所による事案処理方法の問題を中心に検討せよ。仮の救済制度もあわせて行うこと。

〔参照法令等〕〇景観法（抄）

第 8 条①　景観行政団体は，都市，農山漁村その他市街地又は集落を形成している地域及びこれと一体となって景観を形成している地域における次の各号のいずれかに該当する土地……の区域について，良好な景観の形成に関する計画（以下「景観計画」という。）を定めることができる。

②　景観計画においては，次に掲げる事項を定めるものとする。

一　景観計画の区域（以下「景観計画区域」という。）

〇Y 市再生可能エネルギー発電設備設置事業に関する条例（抄）

第 3 条　この条例において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。

⑵　事業者　再生可能エネルギー発電設備を設置する事業……を計画し，これを実施する者をいう。

第 8 条　市長は，自然環境，景観等と再生可能エネルギー発電設備の設置との調和が特に必要な地区を特別保全地区として指定するものとする。

第 9 条①　前条に規定する特別保全地区は，次のとおりとする。

⑷　前各号に掲げるもののほか，次のアからオまでに掲げる地区のいずれかに該当するものとして市長が指定する地区

ウ　地域を象徴する優れた景観が保たれている地区のうち，その景観を保全することが特に必要と認められる地区第 13 条①　事業者は，特別保全地区内において事業を行おうとするときは，事業区域ごとに事業計画を定め，当該事業計画について市長の許可を受けなければならない。

第 14 条①　市長は，前条第 1 項の規定による許可の申請があった場合において，当該申請が次の各号のいずれにも該当すると認めるときでなければ，同項の許可をしてはならない。

行政法 10（法教 484 号）

X は出張先の某国から帰国したところ，本人は無症状であったが「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下，「感染症法」という）6 条 7 項 1 号に規定された「新型インフルエンザ」に該当する疑いがあると判断され，空港検疫官による停留後に陽性の確定診断が行われ，Y 県所在の指定病院に入院した。その後，X は依然として無症状ではあったが，「念のため」と称して 8 日間の入院期間の延長を口頭で打診されたのに対し，X は当初予定されていた A 社との重要なビジネス会合をキャンセルせざるを得ないことを理由に拒否したが，病院側は X の了解がないまま入院措置を継続した（以下，「本件措置」という）。現在，X は退院しており，周囲に「新型インフルエンザ」の発症者は存在しない。

X は，本件措置が過剰であったことを理由に，Y 県を相手に行政法上の救済を求める手段を講じたいと考えている。本件措置に係る X の主張事由について，入院中と退院後に分けていかなる手段を講ずることが可能かもあわせて，検討せよ。

〔参照法令〕〇検疫法（抄）

第 14 条①　検疫所長は，検疫感染症が流行している地域を発航し，又はその地域に寄航して来航した船舶等……について，合理的に必要と判断される限度において，次に掲げる措置の全部又は一部をとることができる。

二　第 2 条第 1 号又は第 2 号に掲げる感染症の病原体に感染したおそれのある者を停留し，又は検疫官をして停留させること……。

〇感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（抄）

第 8 条②　新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるものについては，新型インフルエンザ等感染症の患者とみなして，この法律の規定を適用する。

第 16 条の 3⑤　都道府県知事は，第 1 項の規定による検体の提出若しくは採取の勧告を……実施する場合には，同時に，当該勧告を受け，又は当該措置を実施される者に対し，当該勧告をし，又は当該措置を実施する

理由その他の厚生労働省令で定める事項を書面により通知しなければならない。（以下略）

第 20 条①　都道府県知事は，一類感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは，……十日以内の期間を定めて特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関に入院……を勧告することができる。（以下略）

②　都道府県知事は，前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは，十日以内の期間を定めて，当該勧告に係る患者を特定感染症指定医療機関……に入院させることができる。

⑤　都道府県知事は，第 1 項の規定による勧告……しようとするときは，あらかじめ，当該患者が入院している病院……の所在地を管轄する保健所について置かれた第 24 条第 1 項に規定する協議会の意見を聴かなければならない。

第 22 条の 2　第 16 条の 3 から第 21 条までの規定により実施される措置は，感染症を公衆にまん延させるおそれ，感染症にかかった場合の病状の程度その他の事情に照らして，感染症の発生を予防し，又はそのまん延を防止するため必要な最小限度のものでなければならない。

第 23 条　第 16 条の 3 第 5 項……の規定は，都道府県知事が……第 20 条第 2 項……の規定による入院の措置並びに同条第 4 項の規定による入院の期間の延長をする場合について準用する。

第 26 条　第 19 条から第 23 条まで……の規定は，二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症の患者について準用する。（以下略）

行政法 11（法教 485 号）

映画 K の制作会社 X は，関連機関を通じ，アパレル輸入業を営む A が某国製造工場から輸入しようとしていた衣料品（以下，「本件商品」という）には，映画 K のものと分かる商標利用の許諾を得ていないマークがプリントされているとの情報を入手した。そこで X は，本件商品が国内に流通すれば同社は多大な損害を被る可能性があると考え，Y 税関長に対し関税法 69 条の 11 第 1 項 9 号に該当する貨物として認定する手続を執るよう，同法 69 条の 13 第 1 項の規定に基づき申し立てた。

そこで，Y 税関長は，X の申立てにつき，認定手続を執るべきか否かについて専門委員に意見照会を行ったうえで，これを受理したが，その後，受理要件を満たさないと判断しこの受理を撤回した。このため，X は Y 税関長に対し審査請求を提起しようとして，T 弁護士に相談した。T にはどのような行政法上の回答が求められるか。X の立場に立って検討せよ。

〔参照法令等〕○関税法（抄）

第 69 条の 11①　次に掲げる貨物は，輸入してはならない。　九　特許権，実用新案権，意匠権，商標権，著作権，著作隣接権，……を侵害する物品

②　税関長は，前項……第 9 号……に掲げる貨物で輸入されようとするものを没収して廃棄し，又は当該貨物を輸入しようとする者にその積戻しを命ずることができる。

第 69 条の 13①　……商標権者……は，自己の……商標権……又は営業上の利益を侵害すると認める貨物に関し，……いずれかの税関長に対し，その侵害の事実を疎明するために必要な証拠を提出し，当該貨物が……輸入されようとする場合は当該貨物について当該税関長……が認定手続を執るべきことを申し立てることができる。（以下略）

②　申立先税関長は，前項の規定による申立てがあった場合において，当該申立てに係る侵害の事実を疎明するに足りる証拠がないと認めるときは，当該申立てを受理しないことができる。

③　申立先税関長は，第 1 項の規定による申立てがあった場合において，当該申立てを受理したときはその旨及び当該申立てが効力を有する期間……を，前項の規定により当該申立てを受理しなかったときはその旨及びその理由を当該申立てをした者に通知しなければならない。

第 69 条の 14　申立先税関長は，前条第 1 項の規定による申立てがあった場合において必要があると認めるときは，知的財産権に関し学識経験を有する者……を専門委員として委嘱し，……当該専門委員に対し，同項の規定により提出された証拠が当該申立てに係る侵害の事実を疎明するに足りると認められるか否かについて，意見を求めることができる。（以下略）

第 88 条の 2①　……この法律又は他の関税に関する法律に基づき行われる処分その他公権力の行使に当たる行為……については，行政手続法第 2 章……及び第 3 章……の規定は，適用しない。

第 89 条①　この法律又は他の関税に関する法律の規定による税関長の処分に不服がある者は，再調査の請求をすることができる。

第 91 条　この法律又は他の関税に関する法律の規定による財務大臣又は税関長の処分について審査請求があったときは，財務大臣は，……審議会等……で政令で定めるものに諮問しなければならない。（以下略）

○関税法施行令（抄）

第 82 条　法第 91 条（審議会等への諮問）……に規定する審議会等で政令で定めるものは，関税等不服審査会とする。

○関税法基本通達（抄）

69 の 4－11（中略）

⑴　輸出差止申立ての受理の撤回　輸出差止申立てのうち受理要件を満たさなくなったと思料されるものについては，受理を撤回するものとする。ただし，撤回するに先立ち申立人に対して意見を述べる機会を与えるものとし，撤回した場合には，申立先税関の本関知的財産調査官は，……理由を付して申立人に通知する……ものとする。（以下略）

行政法 12（法教 486 号）

Y 市立 N 小学校は，施設建設後に年数が経過して同校の手すりが壊れていることが発覚した。幸い事故にはならなかったものの，児童が怪我する可能性が想定できたため，同市教育委員会が急きょ Y 市立小中学校全てにおいて補修工事を行う旨決定をした。この工事に先立ち，Y 市担当部局は日ごろ補修を依頼してきた施設業者 T との間で見積書の作成をせずに請負契約を締結し（以下，「本件契約」という），工事が終了した。

N 小学校に児童を通わせている X は，教育現場における対応に常に疑問を抱いていた経緯から，「Y 市小中学校施設の手すり工事請負に関する契約書面すべて」を Y 市情報公開条例（以下，「市公開条例」という）に基づき開示請求をした。これに対し Y 市側は，本件契約の見積書と契約書が対象文書と特定したうえで，「見積書は慣習的に作成を前提としておらず，また，Y 市公文書等の管理に関する条例の諸規定に照らし，作成される必要がないと考えていたこと」および「契約書の開示は請負業者との信頼関係を損なうこと」を理由として拒否する処分を行った（以下，「本件処分」という）。このため，X は本件処分の取消しを求めて出訴した。

なお，X は本件処分前に，Y 市以外にも類似の開示請求を大量に行ったうえで，情報公開担当部署に直接詰め寄り，長時間にわたり職員を拘束するなどし，開示された文書があってもその場に放置するなどしていた。このため Y 市は本件処分時に「X の他市における状況に鑑み請求を拒否すべきこと」も理由として説明している。

以上の事実関係に照らし，X に対する事後救済の可否も踏まえ，考えられ得る各当事者の主張について行政法上の問題を検討せよ。

〔参照法令等〕○Y 市情報公開条例（抄）

第 2 条②　この条例において「公文書」とは，実施機関の職員……が職務上作成し，又は取得した文書，図画，写真，フィルム及び電磁的記録……であって，当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして，当該実施機関が保有しているものをいう。

第 4 条　この条例の定めるところにより公文書の開示を請求しようとするものは，この条例の目的に即し，適正な請求に努めるとともに，公文書の開示を受けたときは，これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

第 5 条　何人も，実施機関に対して公文書の開示を請求することができる。

第 7 条　実施機関は，開示請求があったときは，開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が記録されている場合を除き，開示請求者に対し，当該公文書を開示しなければならない。

六　市の機関……が行う事務又は事業に関する情報であって，公にすることにより，……当該事務又は事業の性質上，当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

第 11 条②　実施機関は，開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき（……開示請求に係る公文書を保有していないときを含む。以下同じ。）は，開示しない旨の決定をし，開示請求者に対し，その旨を書面により通知しなければならない。

〇Y 市公文書等の管理に関する条例（抄）

第 3 条　実施機関は，政策の形成過程及びその実施について，この条例に定めるところに従い，公文書を適正に作成し，及び管理しなければならない。

第 6 条①　実施機関は，第 3 条に規定する責務を果たすため，事案を決定するに当たっては，極めて軽易な事案を除き，文書（電磁的記録を含む。以下この条において同じ。）によりこれを行わなければならない。

②　前項の規定にかかわらず，緊急の取扱いを要する事案については，文書を作成することなく事案の決定をすることができる。この場合においては，事案の決定後，速やかに当該決定に係る文書を作成しなければならない。

民法

法政大学教授
新堂明子
SHINDO Akiko

民法 1（法教 475 号）

基本　A と B は，H 大学の法学部生で，サークルの先輩後輩の間柄であった。4 年生の A は，卒業に必要な単位をほぼ修得し終え，持っていた六法（平成 29 年版）（「α」）が要らなくなったので，1 年生の B に対し，「α を 500 円で売ろうか」と言った。B は，教員 S が明日の授業に六法を持ってきなさいと言っていたことを思い出し，これは好都合だと思って，A に対し，「そうしましょう。α を 500 円で買いましょう」と言った。　上記売買契約の成立要件と効果を挙げなさい。

応用　Y は，2006 年 3 月 22 日以降，その住居に，X（日本放送協会〔NHK〕）の衛星系によるテレビジョン放送を受信することのできるカラーテレビジョン受信設備を設置している。X は，2011 年 9 月 21 日到達の書面により，Y に対し，受信契約の申込みをしたが，Y は，この申込みに対して承諾をしていない。

X は，Y に対し，Y は放送法 64 条 1 項（「協会の標準放送……を受信することのできる受信設備を設置した者は，協会とその放送の受信についての契約をしなければならない。」）に基づき X からの受信契約の申込みを承諾する義務があると主張して，当該承諾の意思表示をするよう求めるとともに，これにより成立する受信契約に基づく受信料として，受信設備設置の月の翌月である 2006 年 4 月分から 2014 年 1 月分までの受信料合計 21 万 5640 円の支払を求めた。

上記受信契約の成立要件を挙げなさい。

民法 2（法教 476 号）

設問 1　A と B は，H 大学の法学部生で，サークルの先輩後輩の間柄であった。4 年生の A は，卒業に必要な単位をほぼ修得し終え，持っていた六法（平成 29 年版）（「α」）が要らなくなったので，1 年生の B に対し，「α を 500 円で売ろうか」と言った。B は，教員 S が明日の授業に六法を持ってきなさいと言っていたことを思い出し，これは好都合だと思って，A に対し，「そうしましょう。α を 500 円で買いましょう」と言った。

A の意思表示の構造を分析しなさい。

設問 2　A は，1963 年 2 月頃，長崎市内のキャバレーでホステスとして働いていた B と知り合って，同年 6 月頃から，同人と肉体関係を結び，同年 12 月末，福岡市内において賃借したアパートで同棲生活を始めたが，B には夫があり，A もこのことを知っていたから，互いに婚姻する意思はなかった。

この同棲生活は A が C と結婚式を挙げた 1968 年 2 月 3 日の朝まで継続したが，B は前年大晦日 A から自分には結納を取り交わした相手があって，近く結婚することになっているので，別れて欲しい旨打ち明けられて，これを納得していたところ，結婚式の前日である 1968 年 2 月 2 日夜，A が福岡市内のアパートから結婚式場のある小倉に出かけようとした際，B は突然泣きわめき，A に対して結婚式場に行く代わりに，B に 2000 万円を支払う旨記載した書面を書くよう要求した。A は明日に迫った結婚式に出席するためやむなく，書面を書くことですむものならばその金額がいくらであろうとそれにこだわる必要はないと考え B の言うままに「B と別れるに際しまして私が今後自力で稼ぎました金額の内から将来金 2000 万円を支払います。」と記載した念書を作成し，これを B に交付した。

なお，A は，B との同棲生活を解消するためにとくに金員を支払う意思はなく，また，A は，当時一介のサラリーマンであって，その収入からして将来 2000 万円という金員を B に支払えるとは考えていなかった。ところで，1968 年当時のサラリーマンの平均年収は 63.5 万円であった（『賃金センサス（昭和 43 年）』参照）。

B が A に対して 2000 万円の支払を求めたのに対して，A はどのような反論ができるか。

設問 3　A は，先祖伝来の 子（ね） という壺を B に贈る旨の契約書を作成し，しかし，その意中には，ガラクタ市で買ってきた 丑（うし） という壺を贈ろうと思っていた。そして，B はこのことを知っていた。

設問 4　A は，B と通じて，設問 3 と同じことを思って，同じことを行った。

民法 3（法教 477 号）

以下の⑴～⑹の後，B は，自分が所有すると言って，⑴では子を，⑵～⑸では寅を，⑹では寅&辰を，A・B 間で行われたことについて何も知らない C に売った。

⑴　A は，先祖伝来の子（ね）という壺を B に売る旨の契約をし，その占有も移転した。しかし，その内心では，ガラクタ市で買ってきた丑（うし）という壺を売ろうと思っていた。そして，A は，B と通じて，以上のことを思って，以上のことを行った。

⑵　A は，日当たりのよい寅（とら）という土地を B に売る旨の契約をし，その登記も移転した。しかし，その内心では，日当たりの悪い卯（う）という土地を売ろうと思っていた。そして，A は，B と通じて，以上のことを思って，以上のことを行った。

⑶　A は，寅を B に売ろうと思っておらず，また，寅を B に売る旨の契約をしないで，しかし，B の承諾を得て，その登記を移転した。

⑷　A は，寅を B に売ろうと思っておらず，また，寅を B に売る旨の契約をしないで，しかし，B の承諾を得ず，B に無断で，その登記を移転した。

⑸　B は，A の承認を得ず，A に無断で，自己に寅の登記を移転した。その 4 日後，B は寅を C に売った。

⑹　B は，A の承認を得ず，A に無断で，自己に寅および寅上の辰（たつ）という建物の登記を移転した。その 4 年後，B は寅&辰を C に売った。

その経緯は以下のとおり。

A は 1952 年 11 月に寅&辰を買い受けて所有権取得登記を経由し，小料理屋を開業した。

A は 1951 年暮れ頃から B の妾になり，寅&辰の買受けについても B から相当額の援助を受けたが，その後 A が他の男性と情を通じているとの噂に心を動かされた B は，勝手に持ち出した A の実印や権利証を使用して，寅&辰につき，1953 年 6 月 4 日に A から B への売買を原因とする不実の所有権移転登記を経由した。この事実は翌 5 日に A の知るところとなり，B は

自己の非を認めたので，A の登記名義を回復する手続をとるため，両者同道して司法書士の事務所を訪ねたが，諸費用として約 2 万 8000 円を必要とすることが分かり，当時その捻出が困難であったので，将来適当の機会を見て登記手続を実行することとしてその場は見送った。

そのうち，1954 年 7 月に両名は婚姻の届出をして夫婦となり，1956 年 6 月頃からは継続して同居するようになった関係もあって，寅＆辰の登記名義は変更せられないまま年月が過ぎ，同年 11 月に A が銀行と元本 80 万円の貸付契約を締結した際にも，寅＆辰については B 名義のままで，B を担保提供者として抵当権設定登記がされている。

A と B との関係はその後破綻し，1957 年 8 月 19 日に B から A に対し離婚の訴えが提起されたので，A も同月 30 日（1957 年 8 月 30 日）に B に対し寅＆辰の所有権移転登記の抹消登記手続を求める訴えを提起したが，B は翌月 26 日(1957 年 9 月 26 日)に C との間で寅＆辰の売買契約を締結し，翌 27 日 C に対する所有権移転登記を経由してしまった（横山長「判解」(後掲最判昭和 45・9・22）の「事案」に必要な改変を加え，抜き書きした)。

民法 4（法教 478 号）

基本

⑴　A は，B と通じて，A 所有の土地寅（とら）を B に売る旨の虚偽の契約をし，その登記も移転した。上記の虚偽表示の効果を説明しなさい。

⑵　⑴の後，B は，寅を⑴の事実について善意の C に売る旨の契約をし，その登記も移転した。上記の虚偽表示の効果を説明しなさい。

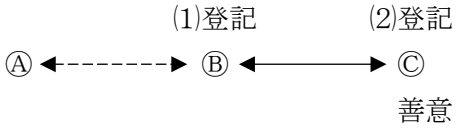

応用 1

⑴　A は，B と通じて，A 所有の土地寅を B に売る旨の虚偽の契約をし，その登記も移転した。

⑵　⑴の後，B は，寅を⑴の事実について善意の C に売る旨の契約をした。

⑶　⑴の後，A は，寅を⑴の事実を告げて E に売る旨の契約をした。

なお，⑵と⑶は順不同である。⑴の虚偽表示の効果を説明しなさい。

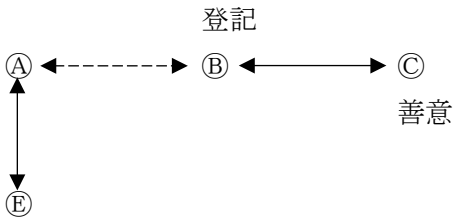

応用 2

⑴　A は，B と通じて，A 所有の土地寅を B に売る旨の虚偽の契約をし，その登記も移転した。

⑵　⑴の後，B は寅を悪意の C に売る旨の契約をし，さらに，C は寅を

善意の D に売る旨の契約をし，それぞれ，その登記も移転した。

⑶ ⑴の後，B は寅を善意の C に売る旨の契約をし，さらに，C は寅を悪意の D に売る旨の契約をし，それぞれ，その登記も移転した。

なお，⑵と⑶は別問題である。⑴の虚偽表示の効果を説明しなさい。

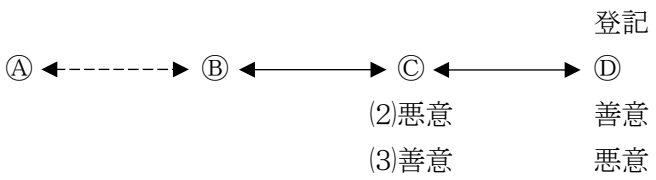

民法 5（法教 479 号）

⑴～⑺において，契約は成立しているか。そうだとすれば，どのような内容の契約が成立しているか。なお，1 グロスは 12 ダースである。

⑴　A は B に対し「鉛筆を 12 ダース売る」旨の意思表示をし，B は A に対し「鉛筆を 12 ダース買う」旨の意思表示をした。

⑵　A は B に対し「鉛筆を 10 ダース売る」旨の意思表示をし，B は A に対し「鉛筆を 14 ダース買う」旨の意思表示をした。

⑶　A は B に対し「鉛筆を 1 グロス売る」旨の意思表示をし，B は A に対し「鉛筆を 1 グロス買う」旨の意思表示をした。そして，A は 1 グロスを 12 ダースの意味で理解し，B も 1 グロスを 12 ダースの意味で理解していた。

⑷　⑶において，A は 1 グロスを 10 ダースの意味で理解し，B は 1 グロスを 12 ダースの意味で理解していた。

⑸　⑶において，A は 1 グロスを 12 ダースの意味で理解し，B は 1 グロスを 14 ダースの意味で理解していた。

⑹　⑶において，A は 1 グロスを 10 ダースの意味で理解し，B も 1 グロスを 10 ダースの意味で理解していた。

⑺　⑶において，A は 1 グロスを 10 ダースの意味で理解し，B は 1 グロスを 14 ダースの意味で理解していた。

民法 6（法教 480 号）

1　売主 A と買主 B は，鉛筆を 1 グロス売り買いした。A または B は，どのような種類の錯誤におちいっているか。なお，1 グロスは 12 ダースである。

⑴　A は 1 グロスを 10 ダース，B は 1 グロスを 12 ダースの意味で理解していた。

⑵　A は 1 グロスを 12 ダース，B は 1 グロスを 14 ダースの意味で理解していた。

2　売主 B と買主 A は，ある屏風を売買した。A または B は，錯誤を理由に，その意思表示を取り消すことができるか。

⑶　A は，俵屋宗達作の風神雷神図（「辰（たつ）」）を買おうと思っていたが，「緒方光琳作の風神雷神図（「巳（み）」）を買おう」と言ってしまった。

⑷　A は，そこにあった辰を巳だと思って，「巳を買おう」と言った。

⑸　A は，そこにあった風神雷神図を俵屋宗達作だと思って，「そこにあった風神雷神図を買おう」と言ったが，実は緒方光琳作だった。

⑹　A は，そこにあった風神雷神図を真作だと思って，「そこにあった風神雷神図を買おう」と言ったが，実は贋作だった。

⑺　A は，辰を＄100 万で買おうと思っていたが，「£100 万で買おう」と言ってしまった。

⑻　A は，辰を＄100 万で買おうと思っていたが，＄と£が同じ価値だと思って，「£100 万で買おう」と言った。

⑼　A は，B を C だと思って，「C」と言った（この設問のみ，売主は C となる）。

⑽　B は，A を D だと思って，「D」と言った（この設問のみ，買主は D となる）。

⑾　A は，B を年収 10 億円の大企業の代表取締役社長だと思っていたが，実は月収 10 万円のパート従業員だった。

⑿　B は，A を年収 10 億円の大企業の代表取締役社長だと思っていたが，実は月収 10 万円のパート従業員だった。

3　A は，どのような種類の錯誤におちいっているか。

⑬　A は，地下鉄の駅ができると思い違い（誤解）をして，「地下鉄の駅ができるから，付近の土地（「午（うま）」。時価 4000 万円）を 5000 万円で買う」と言って，買った。

⑭　A は，自分の子の婚約が破棄されているのを知らないで，「自分の子の結婚を祝うため，8K テレビ（「未（ひつじ）」。時価 50 万円）を 50 万円で買う」と言って，買った。

民法 7（法教 481 号）

A は，錯誤を理由に，その意思表示を取り消すことができるか。

⑴ A は，その絵を真作だと思って，「その絵を買う」と言って，買った。しかし，その絵は贋作だった。

⑵ A は，「友人の結婚を祝うため，ブライダル商品を買う」と言って，買った。しかし，その友人の結婚はすでに破談になっていた。

民法 8（法教 482 号）

1　売主 A と買主 B は，鉛筆を 1 グロス売り買いした。A または B は，錯誤を理由に，その意思表示を取り消すことができるか。なお，1 グロスは 12 ダースである。

⑴　A は 1 グロスを 10 ダース，B は 1 グロスを 12 ダースの意味で理解していた。

⑵　A は 1 グロスを 12 ダース，B は 1 グロスを 14 ダースの意味で理解していた。

2　売主 B と買主 A は，ある屏風を売買した。A または B は，錯誤を理由に，その意思表示を取り消すことができるか。

⑶　A は，俵屋宗達作の風神雷神図（「辰（たつ）」）を買おうと思っていたが，「緒方光琳作の風神雷神図（「巳（み）」）を買おう」と言ってしまった。

⑷　A は，そこにあった辰を巳だと思って，「巳を買おう」と言った。

⑸　A は，そこにあった風神雷神図を俵屋宗達作だと思って，「そこにあった風神雷神図を買おう」と言ったが，実は緒方光琳作だった。

⑹　A は，そこにあった風神雷神図を真作だと思って，「そこにあった風神雷神図を買おう」と言ったが，実は贋作だった。

⑺　A は，辰を＄100 万で買おうと思っていたが，「£100 万で買おう」と言ってしまった。

⑻　A は，辰を＄100 万で買おうと思っていたが，＄と£が同じ価値だと思って，「£100 万で買おう」と言った。

⑼　A は，B を C だと思って，「C」と言った（この設問のみ，売主は C となる）。

⑽　B は，A を D だと思って，「D」と言った（この設問のみ，買主は D となる）。

⑾　A は，B を年収 10 億円の大企業の代表取締役社長だと思っていたが，実は月収 10 万円のパート従業員だった。

⑿　B は，A を年収 10 億円の大企業の代表取締役社長だと思っていたが，実は月収 10 万円のパート従業員だった。

3　A は，錯誤を理由に，その意思表示を取り消すことができるか。

⑬　A は，地下鉄の駅ができると思い違い（誤解）をして，「地下鉄の駅ができるから，付近の土地（「午（うま）」。時価 4000 万円）を 5000 万円で買う」と言って，買った。

⑭　A は，自分の子の婚約が破棄されているのを知らないで，「自分の子の結婚を祝うため，8K テレビ（「未（ひつじ）」。時価 50 万円）を 50 万円で買う」と言って，買った。

民法 9（法教 483 号）

以下の設問について，ABC 間または DEF 間の法律関係を説明しなさい。

基本 1 A は，B に対し，A の名で，A の計算で，A 所有の動産申（さる）を売却する権限を授与した。そこで，B は，C に対し，A の名ですることを示して，申を売却する契約をした。

基本 2 A に無断で，B は，C に対し，A の名ですることを示して，申を売却する契約をした。

応用 1 D は，E に対し，E の名で，D の計算で，D 所有の動産酉（とり）を売却する権限を授与した。そこで，E は，F に対し，E の名で，酉を売却する契約をした。

応用 2 D に無断で，E は，F に対し，E の名で，酉を売却する契約をした。

民法 10（法教 484 号）

以下の設問について，ABC 間または DEF 間の法律関係を説明しなさい。

基本 1　A は，B に対し，A の名で，A の計算で，A 所有の動産申（さる）を売却する権限を授与した。そこで，B は，C に対し，A の名ですることを示して，申を売却する契約をした。

基本 2　A に無断で，B は，C に対し，A の名ですることを示して，申を売却する契約をした。

⑴　その後，A は，B がした契約を追認した。

⑵　その後，A は，B に対し，申を譲渡した。

⑶　その後，A が死亡し，A を B が単独相続した。

⑷　その後，B が死亡し，B を A が単独相続した。

応用 1　D は，E に対し，E の名で，D の計算で，D 所有の動産酉（とり）を売却する権限を授与した。そこで，E は，F に対し，E の名で，酉を売却する契約をした。

応用 2　D に無断で，E は，F に対し，E の名で，酉を売却する契約をした。

⑸　その後，D は，E がした処分を追認した。

⑹　その後，D は，E に対し，酉を譲渡した。

⑺　その後，D が死亡し，D を E が単独相続した。

⑻　その後，E が死亡し，E を D が単独相続した。

民法 11（法教 485 号）

X は，かねて自己所有の農地（「本件農地」）を担保として他から金融を得たいと念願していたところ，たまたま A と知り合い A に対しこれを依頼した。A は A で，Y 会社から農機具等の商品を B 会社名義で買い入れ，それらの商品の売り捌きによって自己の金融を得ようと図り，本件農地を Y 会社との取引に対する担保として用いようと企てていた。そして，1957 年 8 月 30 日，本件農地を目的として，X と Y 会社との間に，商品取引契約に基づく根抵当権設定契約（債権元本極度額金 165 万円，債務者 B 会社。「本件根抵当権設定契約」）がなされ，同日，その旨の登記がなされた（「本件根抵当権設定登記」）。

その経緯を詳述する。まず，X は，A に対し，本件農地を担保に他から融資を受けることを依頼し，その手続についての代理権を授与した。そのさい，X は，A に，白紙委任状，印鑑証明書，権利証を交付した。そして，A は，その白紙委任状の代理人欄に「A」と，代理権の範囲欄に「本件農地を目的とする，商品取引契約に基づく根抵当権設定契約（債権元本極度額金 165 万円，債務者 B 会社)」と，補充し，印鑑証明書，権利証とともに，Y 会社九州営業所長 C に交付した。これを受けて，C は，本件農地の現地調査を遂げ，X とも面接し，本件農地に抵当権設定のうえ取引することとなることを告げた。それから数日後，前段落のとおり，本件根抵当権設定契約および登記がなされた（福岡高判昭和 37・2・27 判時 302 号 20 頁をベースとした)。

そこで，X は，Y 会社に対し，本件根抵当権設定登記の抹消登記手続請求をした。これに対し，Y 会社は，どのような反論ができるか。

民法 12（法教 486 号）

以下の設問において，X の請求は認められるか，論じなさい。

⑴　2021 年 1 月 1 日，A は，X との間で，A 所有の土地αの売買契約をし（「第一譲渡」），同日，X は A に代金を支払った。同年 2 月 1 日，A は，Y との間で，αの売買契約をし（「第二譲渡」），同日，Y は A に代金を支払い，A は Y に所有権移転登記をした。そこで，X は，Y に対し，所有権に基づく妨害排除請求権としての所有権移転登記手続請求をした。

⑵　「本件〔所有権移転登記抹消請求ノ件〕請求の原因は，X は明治 38 年 3 月 8 日其先代 A の隠居により家督相続を為し，係争地は其相続財産の一部なるに，其後明治 39 年 7 月 24 日 A に於て之を Y に贈与し，其登記を為したるを以て，之が抹消を求むと云ふに在りて，本件の請求は，隠居に因る家督相続に因り取得したる地所の所有権に基くものなること明かなり」（後掲変動原因無制限判決の原判決である東京控判明治 41・5・1 新聞 503 号 23 頁）。

⑶　「本件〔建物所有権確認請求ノ件〕ニ於テ，X ハ係争家屋ヲ前所有者 A ヨリ買受ケテ之ヲ所有スル事実ヲ主張シ，又，Y ハ自ラ之ヲ建築シテ所有スル事実ヲ主張シタ」（後掲第三者制限判決）。なお，未登記か，既登記か，登記がどこにあるかは，すべて不明である。

商法

大阪市立大学教授
小柿徳武
KOGAKI Noritake

商法 1（法教 475 号）

甲株式会社は，和菓子の製造・販売を業とする公開会社であり，その株式を東京証券取引所に上場している。甲社の発行済株式総数は 100 万株であり，株主は約 1000 名である。　甲社では，自社商品を宣伝する目的のために，株主優待制度として，営業年度末（3 月 31 日）時点の株主に対し，自社商品を送付している。その内容は，100 株以上 300 株未満の株主に 1000 円相当の商品を，300 株以上 1000 株未満の株主に 2000 円相当の商品を，そして，1000 株以上の株主に 3000 円相当の商品を送付するというものである。

甲社の定時株主総会には，毎年 200 名程度の株主が参加し，会場として 300 名収容可能なホテルの宴会場が利用されていた。しかし，20XX 年 6 月の定時株主総会（本件株主総会）に際し，改装工事等の影響で，従前通りの会場の確保が困難な状況となった。

そこで甲社は，100 名収容可能な宴会場を 2 つ利用して，それぞれ第 1 会場，第 2 会場とし，第 2 会場についてはビデオ中継で第 1 会場の模様を中継することにした。もっとも，第 2 会場の株主も，第 1 会場にいる取締役等に対し質問できるように，カメラやマイク等の設備が整えられた。

甲社の株主である A は，本件株主総会の開始時刻である午前 10 時の 30 分前に会場に到着したが，甲社の受付担当者から，すでに第 1 会場は定員に達しているとして，第 2 会場に誘導された。ところが，その後，A は，明らかに A よりも遅く会場に到着した B が，第 1 会場に誘導されているところに遭遇した。

後に判明した事実によると，本件株主総会では，甲社の代表取締役である C の指示に基づき，甲社の元従業員である株主を優先的に第 1 会場に誘導するような運用がなされていた。B は甲社の元従業員である株主であった。

本件株主総会では，取締役の選任等の議案が可決された（本件株主総会決議）。採決に際して，A は第 2 会場から質問を行い，それについて C から適正に説明がなされた。

問 1　甲社の株主優待制度は，株主平等原則に違反するか。

問 2　A は，本件株主総会決議の取消しを求めることができるか。A の立場において考えられる主張およびその当否について論じなさい。

商法 2（法教 476 号）

甲株式会社は，取締役会設置会社であり，その定款には，発行する全部の株式の内容として，譲渡による株式の取得について会社の承認を要する旨の定めが設けられている。

甲社の株主は，A，B，C，D，E ほか 4 名の計 9 名である。甲社の発行済株式総数は 1 万株であり，そのうち，A が 4000 株を，B および C が各 1000 株を保有し，残りの 4000 株を D，E ほか 4 名の計 6 名が保有している。

甲社の取締役は，A ほか 3 名の計 4 名であり，A が代表取締役を務めている。

20XX 年の甲社の定時株主総会の招集において，一部の株主に対して，招集通知が送付されなかった。同年 6 月 30 日に甲社の定時株主総会が開催され（本件株主総会），取締役の選任や剰余金の処分などの決議がなされた（本件株主総会決議）。

以下の問 1 および問 2 について，それぞれ独立した設問として解答しなさい。

問 1　A は，D，E ほか 4 名の計 6 名の株主に対して，本件株主総会の招集通知を発しなかった。そのことを後から知った D が，20XX 年 11 月 1 日の時点で，この瑕疵を理由として本件株主総会の決議の効力を争った場合，認められるか論じなさい。

問 2　A は，D に対してのみ，招集通知を発しなかった。本件株主総会に出席した E は，自らの質問に対する A の説明義務違反を理由として，20XX 年 7 月 20 日に，本件株主総会決議の取消しの訴えを提起した。その後，D に対して招集通知が発せられなかったことを知った E が，同年 11 月 1 日の時点で，D に対する通知漏れの瑕疵を決議取消事由として追加することは認められるか，論じなさい。

商法 3（法教 477 号）

甲株式会社は，公開会社であり，監査役会設置会社である。甲社の取締役は，A，B，C，D，E，F および G の 7 名であり，A が代表取締役（社長）を務めている。甲社の総資産額は約 100 億円である。

甲社の取締役会規則において，取締役会は代表取締役である社長によって招集されるとの定めがある。この定め以外に，取締役会の招集に関して，甲社の定款や取締役会規則において特段の定めはない。　甲社では，近時，経営方針をめぐる対立が生じていた。A および B が事業の拡大を優先しようとするのに対し，C および D は，堅実な事業運営を優先しようとしていた。E，F および G は，中間的な立場であった。なお，G は，持病により入院中であった。

20XX 年 6 月 10 日，A は，甲社の取締役会を同年 6 月 17 日に開催する旨の招集通知を送付した（本件招集通知）。

以下の問 1 および問 2 について，それぞれ独立した設問として解答しなさい。

問 1　本件招集通知は，A が宛先を誤ったため，D に届かなかった。6 月 17 日に開催された取締役会には，D および G を除く全取締役および監査役が出席し，A から事業拡大のための 3 億円の借入れが提案された。C は，甲社が同業他社に比べて借入金の比率が高いことを理由に反対したが，採決において，A，B に加えて E，F が賛成したため，提案通りの借入れが承認された（本件取締役会決議①）。D は，本件取締役会決議①が無効であることの確認を求めることができるか。

問 2　日頃から A の強引な経営手法に疑問を抱いていた C は，密かに D および F に相談を持ちかけ，A を代表取締役から解職する計画をたてた。6 月 17 日に開催された取締役会には，G を除く全取締役および監査役が出席した。当該取締役会において，審議事項が終了し，A が会議の終了を告げようとしたところ，突然，C が立ち上がり，「A を代表取締役から解職すること提案します。ご賛同の方は起立願います。」と発言した。事前の打ち合わせ通り，D および F が起立したため，C は，賛成が C，D および F の 3

名，反対がＢおよびＥの２名であり，本提案は可決された旨の発言を行い，当該取締役会においてＡを代表取締役から解職する決議があったとされた（本件取締役決議②）。Ａは，本件取締役決議②が無効であることの確認を求めることができるか。

商法 4（法教 478 号）

甲株式会社は，洋菓子の製造・販売を業とする公開会社であり，監査役設置会社である。甲社の取締役は，A，B ほか 5 名の計 7 名であり，A が代表取締役として選定されている。

甲社では，日本各地に点在する工場から販売先に向けて商品を効率よく配送するために，新たに自社独自の物流倉庫を建設する計画が持ち上がった。そこで，甲社の取締役会は，営業部門担当の取締役である B のもとに，新倉庫建設の候補地を選定するためのプロジェクトチーム（新倉庫 PT）を発足させ，新倉庫 PT が選定した候補地の中から最終的な建設地を決定し，当該土地を購入した上で倉庫を建設することを決定した。

その後，新倉庫 PT は，社外の専門家の助言を得て，P 市の土地①および Q 市の土地②の 2 つの候補地を選定し，甲社の取締役会において，下記のような報告を行った。すなわち，専門家による試算によれば，土地①に倉庫を建設した場合，販売数量が増加すれば収益を改善させる効果があるが，販売数量が減少すれば収益を悪化させる見込みであること，これに対して，土地②に倉庫を建設した場合には，販売数量に関係なく一定の収益の改善効果があるが，販売数量が増加した場合の効果は土地①には及ばないという報告である。

新倉庫 PT の報告を受けて，甲社の取締役会において審議が行われた。その過程で，今後の販売数量の見通しについて，その時点で客観的に必要であると考えられる資料（資料によれば，販売数量が増加する見込みが 80%であり，減少する見込みが 20%であった）をもとに議論がなされた。議論の結果を踏まえて，A から，候補地として土地①を選定したいとの提案がなされ，この提案が取締役の全員一致で可決された。

取締役会の決定に従って土地が購入され，倉庫が建設された。しかしながら，甲社の販売数量はその後減少し，その結果，甲社に約 1 億円の損害が発生した。

A および B は，甲社に対して，上記の損害の賠償責任を負うか。取締役の会社に対する善管注意義務の意義について説明した上で，論じなさい。

商法 5（法教 479 号）

甲社は，出版を業とする株式会社であり，取締役会および監査役会を設置する会社法上の大会社である。甲社の取締役は，A，B，C ほか 2 名の計 5 名であり，代表取締役として A が選定されている。

甲社は，著名な週刊誌αを発行しているが，αに掲載された記事をめぐり，名誉毀損を理由により，これまで度々損害賠償義務を負ってきた。そこで，甲社では，取締役会で決定した内部統制システムの構築に関する基本方針に従って，A を内部統制システムに関する責任者と定め，名誉毀損を防止するために定期的に弁護士を講師に迎えて勉強会を開催するとともに，出版物発行前のチェック体制として各雑誌の担当取締役が各編集部を監督する体制をとることとした（αの担当者は B 取締役)。

もっとも，勉強会の開催は 2 年に 1 回程度にすぎず，その成果は，従業員が名誉毀損をめぐる法制度について何らかの認識を深める程度にとどまっていた。また，B は，個々の記事の内容の当否の判断は，基本的に編集部がすべきであると考え，αの編集長の説明に対しいくつか質問をする程度にとどまっており，上記以外に名誉毀損を防止する仕組みや体制は作られていなかった。

D はテレビ等でも活躍する著名なタレントであるが，αに D の名誉を毀損する内容の記事が掲載されたことにより 500 万円の損害を被った。そこで，D は，甲社に対して民法 709 条の不法行為責任に基づいた損害賠償を求めるとともに，A 個人に対しても，会社法 429 条 1 項の責任を追及することを考えている。この責任の追及は認められるか，論じなさい。

商法 6（法教 480 号）

甲社は，大会社ではない公開会社であり，監査役設置会社である。甲社には，監査役会も会計監査人も置かれていない。甲社は，定款で，事業年度を 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とすること，および，定時株主総会を毎年 6 月に開催することを定めている。 202X 年 4 月の時点での甲社の取締役は，A ほか 4 名の計 5 名であり，A が代表取締役を務めている。また，同時点での甲社の監査役は，B のみである。

以下の問 1 および問 2 について，それぞれ独立した設問として解答しなさい。

問 1　B の監査役の任期は，202X 年の甲社の定時株主総会（株主総会①）の終結の時までであった。202X 年 5 月に開催された取締役会では，株主総会①における議題および議案について審議され，A から，監査役の選任を株主総会①の議題とするとともに，C を監査役候補者とする議案が提案された。B は，この議案について反対する意見を述べたが，出席した取締役 5 名の全員一致で承認された。

株主総会①において，C が監査役に選任された（株主総会決議①）。B が，株主総会決議①について決議取消しの訴えを提起した場合，この請求は認められるか，B の原告適格について説明した上で，論じなさい。

問 2　202X 年の甲社の定時株主総会（株主総会②）において，甲社の 202X-1 年度の計算書類について，承認する決議がなされた（株主総会決議②）。もっとも，202X-1 年度の甲社の計算書類は，B による監査を受けていなかった。そこで，甲社の株主である D は，株主総会②の直後に，株主総会決議②について決議取消しの訴えを提起した。

この訴えが係属中の 202X+1 年 6 月の甲社の定時株主総会において，202X 年度の計算書類について，これを承認する決議が適法になされた。この場合，上述の D による決議取消しの訴えは認められるか，論じなさい。

商法 7（法教 481 号）

甲社は，衣料品の製造販売業を営む，監査等委員会設置会社である。甲社の監査等委員である取締役は A ほか 2 名の計 3 名であり，それ以外の取締役は B ほか 6 名の計 7 名である。甲社の取締役のうち，社外取締役は半数未満であり，甲社の定款において会社法 399 条の 13 第 6 項の定款の定めは置かれていない。

乙社は，甲社の子会社であり，甲社製品を中心として，衣料品の販売業を営む株式会社である。乙社は，インバウンド向けの販売に強みを有していた。　202X 年 3 月以降，乙社の業績は，販売環境の大幅な変化に伴い急速に悪化した。そこで，乙社は，甲社に対して，乙社が従前甲社から借り入れた 3000 万円（返済期日は 202X 年 4 月 30 日）の返済を免除してほしいと申し入れた。

202X 年 4 月に開催された甲社の取締役会（本件取締役会）では，上記の返済免除（債権放棄）について審議された。取締役会には，甲社の財務部が作成した資料に加えて，A による乙社の業務および財産の状況の調査をもとに，甲社の監査等委員会が作成した資料が提出された。本件取締役会では，審議の結果，乙社に対する債権を放棄することが決定された。

丙社は，甲社の発行済株式の 7%を有する株主であり，スーパーなどの小売業を営む株式会社である。丙社の代表取締役である C は，業界紙を通じて，甲社が乙社に対する債権を放棄したとの報道に接した。

問 1　C は，上記の債権放棄に関する取締役の善管注意義務違反について株主代表訴訟の提起の要否を判断するために必要があるとして，丙社を代表し，甲社の取締役会の議事録のうち，(a)乙社に対する債権放棄について審議および決定の記録がなされた部分，ならびに，(b)債権放棄の前提となる事項について審議および決定の記録がなされた部分について，閲覧および謄写の許可を裁判所に申し立てた。この申立ては認められるか，論じなさい。

問 2　B は，今後株主代表訴訟が提起される場合に備えて，本件取締役会に提出された監査等委員会の資料が作成された回の監査等委員会の議事

録を確認したいと考えている。B は，監査等委員会の議事録について，閲覧および謄写を請求することはできるか，説明しなさい。

商法 8（法教 482 号）

甲株式会社は，通信教育業を営む公開会社であり，その株式を東京証券取引所に上場している。甲社は，定款で 100 株を 1 単元とする旨を定めている。201X 年の 1 月時点における甲社の取締役は，A，B，C ほか 4 名の計 7 名であり，A および B が代表取締役として選定されている（A が社長，B が副社長）。D は，甲社の株式を 3 万株保有する株主である。　201X 年 1 月に，甲社において，従業員による顧客データの情報漏洩事件が起こった。その後，甲社では，被害者に対して商品券を配布するなどの措置がとられた。

201X 年 3 月上旬に，D は甲社の総務部を訪れ，総務部の従業員 E に対し，上記の情報漏洩事件に関連して将来的に甲社の取締役の責任を追及する株主代表訴訟を提起することを考えており，まず次期の甲社の株主総会において株主提案権を行使するとともに質問する予定であるが，甲社の今後の対応次第では断念してもよいと述べた。その上で，D は，E に対して，自らの銀行口座の口座番号を伝えるとともに，D が代表として発行している小冊子α（総頁数 30 頁で定価 1 万円と記載されているものの，実際には高くても 1000 円の価値しかない）の見本誌を渡した。

E から報告を受けた総務部長の F は，ただちにこの件を A に伝えた。A は，B とも相談の上，D の身元や素性を確認した上で，次期の株主総会を円滑に進行させるためにはやむを得ないと判断し，D の銀行口座にα300 冊の購入費用として 300 万円を振り込むよう F に指示した。F は，総務部の予備費からこれを支出した。

201X 年 3 月中旬に，再び，D が甲社の総務部を訪れ，新しい小冊子ができたので宜しくと告げて，小冊子β（内容はαと同様である）を E に渡して立ち去った。この件について，E を通じて報告を受けた A は，D による要求が今後エスカレートすることをおそれ，対策を講じることとした。具体的には，身元調査会社を通じて，D に対して影響力のある人物 G を探しだした上で，G に対して，甲社の子会社である乙社から，融資の形をとって 3500 万円を提供するので，その資金を利用して，G が D から株式を買い取

ってほしいと依頼した(G は甲社の株主ではない。当時の甲社の株価は 1000 円前後で推移していた。買取りの依頼について，A は他の取締役には一切相談していない)。その後，乙社から G に資金提供がなされた。この資金提供は融資の形をとっているが，G から乙社に対して返済される見込みはないものであった。

甲社の経営陣はその後交替し，現在は，H が代表取締役として選定されている。H は甲社を代表して，会社法上，D および G に対してどのような請求をすることができるか，H が主張すべき内容について説明した上で，その請求が認められるか論じなさい。

商法 9（法教 483 号）

甲株式会社の定款には，その発行する全部の株式の内容として，譲渡による株式の取得について会社の承認を要する旨の定めが設けられている。甲社は，取締役会を置いていない。甲社の発行済株式は，1 万株（本件株式）であり，そのすべては，創業者である A が保有していた。なお，甲社の定款において，取締役の任期に関する特段の定めおよび単元株の定めは置かれていない。甲社の取締役は，創業以来 A のみであったが，A が持病を悪化させてきたこともあり，201X 年 6 月の甲社の定時株主総会において，A のほかに，従業員出身の E が取締役として選任された。

201X+2 年 4 月に，A は持病の悪化により死亡した。A の相続人は，長男 B，長女 C および次男 D であり，法定相続分は各 3 分の 1 ずつである。A の死後，その遺産分割協議は難航し，現在に至るまで整わない状況にある。なお，株式名簿における本件株式の名義は B，C および D の共有名義に書き換えられている。

201X+2 年 6 月に，甲社の定時株主総会（本件株主総会）の招集通知が B，C および D に適法に発出された。C は，本件株主総会に先立ち，本件株主総会には都合により出席できない旨を甲社に通知し，本件株主総会には出席しなかった。D もまた，本件株主総会には出席しなかった。

本件株主総会には，B のみが株主として出席した。本件株式について，会社法 106 条本文所定の権利行使者の指定および通知はなされていなかったが，E は株主総会の議長として，B が本件株式について議決権を行使することに同意した。本件株主総会において，本件株式について B による議決権行使がなされた結果，B の配偶者である F を取締役として選任する旨の決議（本件株主総会決議）がなされた。

C は，単独で本件株主総会決議の決議取消しを求めることができるか，論じなさい。

商法 10（法教 484 号）

甲社は，発行済株式 10 万株の株式会社である。甲社は公開会社であり，種類株式発行会社ではない。甲社の株主は，A，B，C，D，E，F，G ほか約 50 名である。甲社の定款において，定時株主総会において議決権を行使できるのは，毎年 3 月 31 日における株主であるとの基準日の定めがある。201X 年 3 月 31 日時点での甲社の持株状況は，以下の通りであった。すなわち，A の持株比率は 5%，B の持株比率は 4%，C の持株比率は 3%，D の持株比率は 2.5%，E の持株比率は 1.8%，F の持株比率は 1.5%，G の持株比率は 1.2%であり，その他の株主の持株比率はすべて 1%以下であった。

201X 年 4 月頃から，甲社では，主流派の取締役 4 名と非主流派の取締役 3 名との間で，経営方針をめぐって争いが起こった。その結果，同年 5 月 15 日の甲社の取締役会において，同年 6 月 27 日に開催される定時株主総会の議案として，非主流派の取締役 3 名の解任を会社提案の議案（本件会社提案）とすることが決議された。

その後，201X 年 5 月 22 日の甲社の取締役会において，甲社の株主である H と K に各 1 万株ずつ合計 2 万株を割当て，払込期日を同年 6 月 10 日とする募集株式の発行を行うこと（本件新株発行）が決議された。なお，本件新株発行の払込金額は H および K に特に有利な金額ではない（払込金額の総額は 2000 万円）。

かりに本件新株発行がなされた場合，H の持株比率は 9%となり，K の持株比率は 8.5%となる一方で，E の持株比率は，1.5%となる。なお，甲社の過去数年の定時株主総会における出席株主は，約 40%程度であった。

H と K に対しては，会社法 124 条 4 項に基づき，201X 年 6 月 27 日に開催される定時株主総会において議決権の行使を認めることが予定されている。H と K は，あらかじめ上記の定時株主総会において本件会社提案に賛成する意向を表明していた。

甲社においては，3 年契約で銀行から借り入れた債務の返済時期が 201X 年 7 月末に迫っていた（債務の総額は 1500 万円）。もっとも，ほぼ同一の

条件で，新たに 3 年契約で同じ金額を借り入れることができることが可能な状況であった。

E は，201X 年 5 月 23 日になされた本件新株発行にかかる公告により，本件新株発行がなされる予定であることを知った。E は，本件新株発行の差止めを求めることができるか，E の立場において考えられる主張およびその主張の当否について，甲社の立場において考えられる主張を踏まえた上で論じなさい。なお，E による請求がされる時点は同年 6 月 9 日以前であるものとする。

商法 11（法教 485 号）

甲株式会社および乙株式会社は，いずれも取締役会設置会社である。乙社は，その定款において，公告方法として官報に掲載する方法を定めている。甲社および乙社の直近の貸借対照表における純資産額はそれぞれ，甲社が 5000 万円，乙社が 1 億 5000 万円である。また，甲社と乙社が有する相互の株式の割合はそれぞれ 20％未満である。

201X 年 2 月 1 日，乙社の取締役会は，甲社との間で，合併により乙社を存続会社とし，甲社を解散するという合併契約（以下「本件合併契約」という）を締結することを承認した。本件合併契約において，合併の効力発生日は同年 4 月 30 日とされた（以下，甲社と乙社の合併を「本件合併」という）。

乙社の知れている債権者は，A，B および C の三者であり，それぞれ乙社に対して 3000 万円の債権を有している。乙社の代表取締役 D は，201X 年 3 月 1 日，A および B に対して，債権者が同年 4 月 15 日までに異議を述べることができる旨など，知れている債権者に催告すべき内容を催告した。もっとも，上記の内容について乙社が官報に公告することはなく，C に対する催告もなされなかった。

E および F は，乙社の株主であり，それぞれ 300 個の議決権を有している。乙社は，201X 年 3 月 27 日，本件合併契約を承認するために臨時株主総会を開催した（本件株主総会）。E および F は，本件株主総会に先立って本件合併に反対する旨を乙社に通知した。本件株主総会に，E は出席したが，F は出席せず自らの議決権を代理行使させることもなかった。本件株主総会において，E の反対にもかかわらず，本件合併契約を承認する決議がなされた。同日，甲社も臨時株主総会を開催し，本件合併契約を承認する決議がなされた。

201X 年 4 月 10 日，A は，乙社に対して本件合併について異議を述べた。これに対して，乙社は，A に対して弁済することも，相当の担保を提供することも，また信託会社等に財産を信託することのいずれもしなかった。B は，同年 4 月 15 日までに本件合併について異議を述べなかった。

201X 年 5 月 1 日，甲社について解散の登記が，乙社につき変更の登記がなされた。

問 1　E および F は，本件合併に際して，反対株主による買取請求権を行使することができるか，説明しなさい。

問 2　A，B および C は，201X 年 8 月 1 日の時点で，本件合併の無効を求めることはできるか，論じなさい。

商法 12（法教 486 号）

甲株式会社は電子機器の卸売業を営む取締役会設置会社であり，監査役設置会社である。202X 年 4 月 1 日時点での甲社の取締役は，A，B，C および D の 4 名であり，A および B が代表取締役に選定されている。甲社における内規により，A は社長，B は副社長という肩書きを付与されている。

202X 年 4 月 10 日に開催された甲社の取締役会において，B は代表取締役から解職された。ただし，当面の間，副社長という肩書きを使用してもよいとされた。さらに，甲社の登記簿において B の代表取締役からの退任登記がなされたのは，同年 5 月 20 日であった。

乙株式会社（乙社の代表取締役は E）および丙株式会社（丙社の代表取締役は F）は，従前から，継続的に甲社との間で取引を行っている会社である。202X 年 5 月 1 日に，E は乙社を代表して，B との間で甲社に対して 300 万円分の電子部品を納入する契約を締結した（本件第 1 取引）。同年 6 月 1 日に，F は丙社を代表して，B との間で甲社に対して 400 万円分の電子部品を納入する契約を締結した（本件第 2 取引）。本件第 1 取引および本件第 2 取引の契約書には，いずれも甲社代表取締役副社長という肩書きとともに，B の署名がなされており，E および F はいずれも，契約の時点において B が代表取締役でないことを知らなかった。

問 1　202X 年 7 月 1 日に，E は，本件第 1 取引について，代金の支払いを甲社に請求した。甲社は，B が代表取締役でなかったことを理由として，この請求を拒むことができるか説明しなさい。

問 2　202X 年 8 月 1 日に，F は，本件第 2 取引について，代金の支払いを甲社に請求した。甲社が B について代表取締役からの退任登記がなされていることを理由としてこの請求を拒んだ場合，F がなしうる主張としてどのような主張が考えられるかについて説明した上で，それぞれの主張が認められるか論じなさい。

民事訴訟法

慶應義塾大学教授
芳賀雅顯
HAGA Masaaki

民事訴訟法 1（法教 475 号）

X は，ある大学の校友会であり，その校友会員の数は 5 万人を超える。X の規約によると，X の意思決定機関は年に一度開催される総会であり，総会は校友会名簿に基づいて事前に開催時期と場所が書面で通知され，出席者の過半数によって決議がなされている。X の代表である校友会長は，この総会によって選任された A が現在務めている。また，規約によると，校友は年に 5000 円を会費として納めるものとされている。

X は，大学のキャンパス内にある建物の一室を借りて校友会業務を行っていたが，プールしていた校友会費が相当額になったことから校友会館の建設計画が持ち上がり，その用地として大学近隣の甲土地をその所有者 Y から 2 億円で購入することが校友会の総会で諮られた。総会では，出席者の過半数の同意を得て甲土地を購入する案が可決された。その後，XY 間で甲土地の売買契約が締結された。

しかし，X が売買代金を支払ったにもかかわらず，Y は甲土地の所有権を移転する登記手続に協力しなかった。そこで，X は，甲土地について，代表者である A 名義に登記を移転することを求めて訴えを提起した。これに対して，Y は，X は当事者能力を有さず，また，かりに当事者能力を有したとしても当事者適格を有していないため，訴えは却下されるべきであるとして本案前の抗弁を主張した。また，Y は，かりに X が当事者能力そして当事者適格を有する場合には，本件売買契約は無効である，かりに契約が有効である場合には X の未払代金があるとして，その支払いを求める反訴を提起した。裁判所は，証拠調べを行ったうえで，X は当事者能力も当事者適格も認められるとして X の請求を認めたが（本訴認容），売買代金 2 億円のうち 5000 万円が未払いであるとして残代金の支払いを X に命ずる判決を下した（反訴認容）。

問（各設問は相互に独立している）

1　X が民訴法 29 条にいう法人でない社団または財団として扱われるためには，どのような要件を満たしている必要があるか。

2　X は，本件訴訟で当事者適格を有するか。

3　X に 5000 万円の未払代金の支払いを命ずる判決の効力は，X の構成員である校友会員に及ぶか。

民事訴訟法 2（法教 476 号）

訴外 A は，老舗の和菓子店を営んでいたが，令和元年 8 月に死亡した。A には子 B がいたものの，B は家業を継がないことを明言していた。そこで，A は，自身のもとで長年修業し店を支えてきた C を数年前に養子に迎え入れていた。C は，養子縁組がなされた当初は A と円満な関係であったが，A が亡くなる少し前から，A の財産をめぐりいさかいが絶えなくなっていた。そのこともあってか，A は，亡くなる前に遺言を作成していた。また，遺言では，D が遺言執行者として指定されていた。

問（各設問は相互に独立している）

1　遺言では，A の所有する甲地を B に遺贈するとしていた。そこで D は，甲地について，B を名義人として相続を原因とする所有権移転登記の手続をおこなった。これに対して，C が，本件の遺言は A の意思に基づかないで作成されたとして，D を相手に遺言の無効確認と登記の抹消を求める訴えを提起した。D は当事者適格を有するか。

2　遺言では，A の所有する甲地を B に遺贈するとしていた。しかし，甲地について，C を名義人として相続を原因とする所有権移転登記の手続がなされた。そこで，B は，D を相手に遺言の執行として所有権移転登記を求める訴えを提起した。D は当事者適格を有するか。

3　遺言では，「B に甲地を相続させる」となっていた。ところが，B が甲地の所有権移転登記の申請をする前に，C の債権者 E が，相続人に代位して相続を原因とする所有権移転登記をし，C の持分を差し押さえた。この場合，D は，移転登記の抹消を請求し，また B に登記の移転を求める権限を有するか。

民事訴訟法 3（法教 477 号）

運送業を営む Y は，新たな営業所用の土地を郊外に探していたところ，訴外 A と，甲地につき賃料月額 60 万円で賃貸借契約を締結した。その後，Y の事業は順調に業績を伸ばしたため更にトラックの駐車スペースを必要としたが，不動産業者 X がビル建築用に取得した，甲地に隣接する乙地（甲地の約半分の面積）が空き地だったので，Y は一時的な使用なら文句を言われないと考えトラックを駐車するようになった。X は当初これを大目に見ていたが，やがて Y が乙地に従業員用の休憩所を建てて，トラックの出入りも激しくなったので，Y に土地を更地にして乙地から立退くことを求めた。しかし，Y は代替地を見つけるので待ってほしいなどと言ったものの応じる様子はなかった。そこで，X は Y を相手に，乙地について所有権に基づく建物収去土地明渡しと，明渡しまでの賃料相当損害金（月額 30 万円）の支払いを求める訴えを提起したところ，請求認容判決が下され，判決は確定した（第 1 訴訟）。

X は，Y が急成長の企業であることから，今後の関係を考慮して第 1 訴訟の判決について強制執行を行うことを躊躇していた。第 1 訴訟が確定してから 3 年後，乙地から比較的近い場所に鉄道の新駅が設置される構想が持ち上がり，地価が高騰した。X は，現在では乙地の賃料相当損害金は月額 90 万円が適切であるとして，差額分を Y に求めることを考えている（第 2 訴訟）。

問（各設問は相互に独立している）

1　第 1 訴訟について，乙地明渡しまでの賃料相当損害金の支払いを求める訴えの利益は，どう考えるべきか。

2　第 2 訴訟について，X は賃料相当損害金の差額を求めることができるか。これを肯定する場合，どのような法的枠組みに基づくのか。

民事訴訟法 4（法教 478 号）

A 市在住の X と Y は，幼馴染で 40 代を迎えても頻繁に交流があった。Y は，オートバイが趣味で，X が経営する自動車整備工場で修理やチューニングを依頼していた。しかし，X は，長年のよしみから，とくに修理代等は請求していなかった。また，Y は，天気の良い休日には X を誘ってツーリングを楽しんでいた。Y は，A 市内でスーパーを複数店舗経営しており，売上は好調であった。しかし，X の整備工場は経営が苦しかった。そのため，Y は，複数回にわたり工場の運転資金用に X に金銭を貸していた。その甲斐もあってか，X の整備工場はしだいに経営を持ち直してきた。

ある日，X と Y は，近所の居酒屋で，つぎのツーリングの場所を決める相談をしていたところ，意見が対立したまま互いに譲らなかった。普段は温厚な Y が酒の勢いで，X の工場が持ち直したのは自分の資金援助があったからだから，自分の意見を聞くべきだと強い調子で怒鳴ってしまった。その場は，とくに揉めることはなかったが，次回のツーリングの話は立ち消えとなった。

しばらくして，X は Y を相手に，バイクの修理代等の代金 150 万円の支払いを求める訴えを提起してきた。これに対して，Y は，バイクの修理等は無償でなされたものであるから代金債権は発生していない，かりに代金債権が発生していた場合には，X への貸付金 350 万円のうちの 150 万円で相殺をするとの抗弁を提出した（第 1 訴訟）。その後，Y は，X を相手に，上記貸付金 350 万円のうち，残りの 200 万円の支払いを求める別訴を提起した（第 2 訴訟）。これに対して，X は，同一の債権を 2 つの裁判所で審理することは民事訴訟法 142 条の趣旨に反するとして，訴え却下の判決を求めた。

問

別訴（第 2 訴訟）は，適法か。また，かりに別訴（第 2 訴訟）が不適法と解される場合，第 1 訴訟における相殺の抗弁は必ずしも審理されないことにどう考えるべきか。

民事訴訟法 5（法教 479 号）

X は，ある世界的に活躍する日本人指揮者が，本場の音楽を学ぶためにヨーロッパをスクーターで一人旅をする自伝的エッセーを読み，大いに感銘を受けた。そして，自分も若いうちに見聞を広めるべきだと思い立ち，会社を辞めて海外を放浪する決心をした。しかし，入社 3 年目の X は，貯金もそれほどなかった。X は，さすがに自分の計画が無謀だと思っていたので両親に自分の計画を言い出せなかった。もっとも，金銭的な工面はどうしても必要なため，普段から悩みがあるといろいろと相談してきた親戚の Y に，自分の考えを打ち明けたところ，300 万円を貸してもらえることになった。X は，Y に日本に戻ったら必ずこの金額を返すことを書面に記して金銭を受け取った。数年後，X は日本に戻り，自身の経験をまとめた本を出版したところ予想外の反響がありマスコミにも取り上げられた。X は，Y のもとにお礼を兼ねて何度か足を運び，その都度，印税から借金をいくらか返済していたが，しだいに足が遠のいていった。そこで，Y は，ワイドショーのインタヴューに答える形で，X に貸した金銭の返済が滞っていることを明らかにした。あわてた X は，Y のもとを訪ねて残金の支払いを申し出たが，Y は態度を硬化させて話し合いに応じようとしなかった。そこで，X は Y に対して，100 万円を超えて貸金債務を負っていないことの確認を求める訴え（前訴）を提起した。

問（各設問は相互に独立している）

1　審理の結果，残債務が 150 万円であることが判明した場合，裁判所はどのような判決を下すべきか。

2　審理の結果，残債務が 50 万円であることが判明した場合，裁判所はどのような判決を下すべきか。

3　前訴において，X が主張するとおりの 100 万円を超えて貸金債務が存在しない旨の判決が下された。この判決が確定した後，X は，自認額である 100 万円の債務不存在確認訴訟を提起した。後訴の裁判所は，自認額についてどのように判断すべきか。

民事訴訟法 6（法教 480 号）

Y は，営業マンとして勤めていた会社を定年で退職し，田舎でペンションを経営することにした。そこで居住マンションを売却し，退職金とあわせてスキー場にほど近い場所でペンション経営を始めた。しかし，客足が伸びず経営に苦労していた。Y は，評判を得るには時間がかかることは十分理解していたが，従業員に支払う給料など運転資金が気になりだしてきた。そこで，営業マン時代に懇意にしてくれた顧客だった，町工場の経営者 X に事情を話して 500 万円を借り受けた。また，ペンションの目玉として露天風呂を併設した方がよいと考え，X に改修を依頼した。費用は 700 万円ほど要したが，X は，支払いは経営が軌道に乗ってからでいいと述べ，改修費用の請求書の日付を 2014 年 12 月 1 日として，後払いを約束してくれた。X は，その後たびたび客として Y を訪れたが，しだいに本業の多忙さから訪問が途絶えた。ところが，その後，X は会社の資金繰りに窮するようになった。そこで，Y への貸し付けを思い出し，返済を求めたが，Y は応じなかったため，X は，貸金返還請求訴訟を提起した（以下では説明の便宜上，平成 29 年改正民法の適用を前提とする。なお，改正民法附則 10 条を参照）。

問（各設問は相互に独立している）

1　Y は，2020 年 9 月 1 日に開かれた第 1 回口頭弁論期日で，2019 年 8 月 20 日に貸金債務につき 400 万円を弁済したと主張したところ，X もこれを認めた。しかし，X は，第 2 回口頭弁論期日で，これは会社の経理のミスによるものであり実際は改修費用の一部弁済であったとして主張を変更した。これに対して，Y は，自白にあたるので認められないとした。X の主張の変更は可能か。

2　Y は，2020 年 9 月 1 日に開かれた第 1 回口頭弁論期日で，貸金債権につき貸付日は 2013 年 12 月 1 日で返済期限は 1 年後であったと主張し，X もこれを認めた。ところが，X は，貸金債権が時効期間を徒過していることに気が付き（民 166 条 1 項 1 号），第 2 回口頭弁論期日で，契約日が 2014 年 12 月 1 日であったと主張を変更した。X の主張の変更は可能か。

3　X は貸金返還請求訴訟において，50 万円について Y の一部弁済がなされていると主張した。Y も口頭弁論期日でこれを認めたところ，今度は，X は残金 450 万円について時効の更新（民 152 条 1 項）が認められると主張した。そこで，Y は，一部弁済についての X の陳述の援用を撤回したいと考えたが可能か。

民事訴訟法 7（法教 481 号）

X は，おもに住宅リフォームを行う工務店を個人で経営している。また，リフォームに際して，顧客から大型家電製品を購入したいとの問い合わせが多いことから，顧客から要望があったときには大型家電の販売や設置も行っていた。X が住む地域は，近年，夏場の雨量が極端に増えることがしばしばあったが，ついに近くの川の堤防が決壊する豪雨に見舞われてしまった。そのため，X は，顧客の Y から浸水した家屋の工事を依頼された。X は，以前に Y の住宅を和室から洋室にリフォームしており，その際に Y は冷蔵庫とテレビを X から購入していたが，これらの代金はまだ支払われていなかった。そのため，X は Y の依頼を引き受けるべきか迷ったが，Y が災害により住む場所に困っている状況であったため，引き受けることにした。その後，後になされた災害に伴う家屋の工事代金の支払期限が過ぎたが，Y からの支払いはなされなかった。X は，とくに最初のリフォーム代金や家電製品の代金が時効によって消滅してしまわないか気になっていた。また，Y とのこれまでの複数の契約を 1 つにまとめた方が簡潔に処理できると考えた。そこで，二度にわたる家屋の工事費用と家電製品代金をまとめて貸金として X が Y に貸し付けたことにする契約を提案し，Y もこれに同意した。ところが，返済期限を過ぎても Y は返済しなかった。そこで，X は Y を相手に貸金返還請求訴訟を提起した（以下では説明の便宜上，平成 29 年改正民法の適用を前提とする）。

問

Y は，二度の工事費用，および冷蔵庫とテレビの代金の存在を争った。これらの代金債権の存在はいずれの当事者が証明責任を負うか。

民事訴訟法 8（法教 482 号）

X は，介護サービスを業とする法人である。Z は，X のもとで事業を統括する管理職の立場にあった。しかし，X の経営方針をめぐり，経営者と対立したため，Z は X を退職した。その後，X の比較的近くに，介護施設 Y がオープンすることとなった。Y のオープン前後から，X の利用者数が大きく減少した。X と Y は近くにあることから，ある程度の利用者の減少は見込んでいたものの，介護のニーズが高いことを考えると，利用者の大幅減に X の従業員は納得がいかなかった。そこで，X の関係者がこの状況を調べたところ，Z が Y の施設開所に関わり代表者に就任していること，X の利用者に対して Y 施設開所の挨拶と称して個別的に連絡をし，X の評判を貶める言動を用いて Y 利用の勧誘を行っていたことを知った。しかし，Z は，退職後も競業避止義務を負うとの記載がなされた，雇用契約書および退職時の誓約書のいずれにも署名しており，また，X の就業規則にも同様の規定がおかれていた。そこで，X は Z に対して，競業避止義務に反して X の顧客を奪ったことから損害が生じたとして，不法行為に基づく損害賠償請求訴訟を提起した（本案訴訟）。

X は，Y に対して，不正に奪われた顧客を特定し損害額を確定するために，文書提出命令の申立てを行い，「サービス種類別チェックリスト」（介護サービス事業者が介護給付費等を請求するため審査支払機関に伝送する情報のうち，利用者の個人情報を除いて一覧にまとめた文書）の提出を求めた（本件申立て）。しかし，Y は，この文書は Y 事務所内部での利用のみを予定し，また，職業の秘密が記載されているとして，提出を拒んだ。

問（設問は相互に独立している）

1　当該文書は，自己利用文書（民訴 220 条 4 号ニ）に該当するか。

2　当該文書は，職業の秘密（民訴 197 条 1 項 3 号）に関する事項に該当し，黙秘義務が免除されていないものが記載されている文書（220 条 4 号ハ）といえるか。

3　Y が文書提出命令に従わなかった場合，どのような効果が生じるのか。

民事訴訟法 9（法教 483 号）

Y は，芸能人が山奥で一人キャンプをするテレビ番組を見て，「ソロキャンプ」に興味を持ちインターネットで調べたところ，山間部の土地は思ったよりも手頃な値段で売買されていることを知った。そこで，Y は，大学時代のサークルの OB 会で久しぶりに会った同級生の X に，ソロキャンプ用の土地を人里離れた場所で購入したいと考え，車で 2 時間くらいの場所を探していることを話した。すると，X から，相続で取得した実家付近にある山林の一部を自由に使ってもよいと言われた。その際に，X からは，自身が経営する会社の営業が苦しく，債権者から，将来，X の個人財産を売却して債務に充てるよう迫られた場合に備え，一時的に山林の名義を Y にしてほしいと懇請された。Y も，この申出を受け入れ，契約書を交わし，登記も売買を原因として Y 名義に変更したが，実際には代金は支払われなかった。その後，X の会社は経営を持ち直したため，X は Y に対して登記名義を X に戻してほしいと告げたが，Y はこれに応じなかった。そこで，X は Y を相手に，本件山林の売買契約は虚偽表示であると主張し，所有権移転登記抹消請求訴訟（前訴）を提起したところ，X が勝訴し，同判決は確定した。

問（各設問は相互に独立している）

1　Y は，前訴の口頭弁論終結後，X が，前訴確定判決に基づく抹消登記を完了する前に，第三者 Z に本件山林を譲渡し，移転登記を済ませた。そこで X は，Z に対し，真正な登記名義の回復を原因とする所有権移転登記請求訴訟を提起した。Z が，譲受時に XY 間の虚偽表示につき善意であった場合，前訴判決の既判力は Z に及ぶか。

2　Y は，前訴の口頭弁論終結前に，X による執行を回避することを目的として，意を通じた Z に本件山林を Z に譲渡し，移転登記を済ませていたことが判明した。そこで，X は Z に対し，所有権移転登記請求訴訟を提起したが，前訴判決の既判力は Z に及ぶか。

民事訴訟法 10（法教 484 号）

Y は，イタリアのレストランで数年修行した後に日本に帰国し，雇われ店長として働いていたが，この間に貯金をしてようやく自分の店を持つことができた。開業後，20 年経ったことから，Y は店をリニューアルしようと考え，キッチン周りの機材も一新することとし，X と厨房機材の購入契約を締結した。ところが改装工事中，X が大型冷蔵庫を店内に搬入しようとした際に，誤って壁に掛けてあった絵画に大きな穴をあけてしまった。この絵画は，Y が雇われ店長として働いていたころからの馴染み客で，世界的に有名な画家が開店祝いに自ら描いた絵を寄贈したものであったが，その画家は数年前に亡くなっていた。X は，自らの非を認め機材の代金 500 万円から 100 万円を減額することを申し出たが，Y は，絵画そのものの価値や画家との個人的な想い出が傷つけられたことへのショックの対価としては低すぎるとして，これに応じなかった。そこで X は Y を相手に，売掛代金債権 500 万円のうち 400 万円に限定して支払いを求める訴えを提起した。これに対して，Y は，X に対して 200 万円の損害賠償請求権を有するとして，この債権を自働債権とする相殺の抗弁を提出した。

問（各設問は相互に独立している）

裁判所が売買代金につき X 主張の金額を認めたときに，つぎの各場合について既判力が生じる範囲を説明しなさい。

1　裁判所が，Y の有する債権は 200 万円であるとして相殺を認めた場合。

2　裁判所が，Y の有する債権は 50 万円であるとして相殺を認めた場合。

3　裁判所が，Y は裁判外で 200 万円の債権につき相殺を行っていたことを認めた場合。

民事訴訟法 11（法教 485 号）

A は，食品輸入を業務内容とする中小企業（Y）を経営していたところ，リモートワークが急速に進んでいるとの報道に触れて，わが社でもこれを導入して業務の効率化を目指そうと考えた。そこで，Y は X から 1000 万円を借りて，従業員全員が自宅で業務を行えるようにパソコンを貸与するなど社内環境を整備することにした。しかし，不況で会社の業績が思いのほか伸びず，支払期限までに X に返済できなかった。当初，X は，Y とのこれまでの取引関係から，返済について厳しい態度で臨むことを避けてきた。しかし，X 自身も資金繰りの見通しが芳しくないことから，訴訟を提起したところ，第 1 審係属中に X と Y は訴訟上の和解を締結した。この和解の内容は，①X と Y は，X が Y に対して 800 万円の貸金債権を有することを確認すること，②Y は，前記債務のうち 100 万円を本件和解契約締結後 2 週間以内に X に支払うこと，③前記債務のうち 400 万円については，Y が自社倉庫に保管中のカスピ海産最高級瓶詰キャビア（10 グラム入り 800 個）を X に引き渡すことで支払いに代えることとし，引渡しは Y の倉庫で行うこと，④前記債務のうち 300 万円は毎月末に 50 万円ずつ 6 回支払うこととする，というものであった。

問

X が，キャビアの瓶詰を受け取りに Y の倉庫に出向いたところ，粗悪品であることが判明した。そこで，X は，錯誤に基づく和解の取消しを主張して（民 95 条），新期日の指定を申し立てた。この申立ては適法か。

民事訴訟法 12（法教 486 号）

X は，勤務先の会社がリモートワークを推奨していたため，それまで住んでいた都市部の賃貸マンションを解約し，実家に戻って生活をしていた。当初は都会を離れた生活に不安があったが，しばらくすると想像していたよりも快適な環境で過ごすことができた。やがて，会社の仕事も円滑にこなせるようになったため，X は，職場がある都市への高速バスのアクセスが便利な隣町に家を建てようと考え，土地を探していた。そうしたところ，実家の近所に住んでいる幼馴染の Y1 が，現在，療養のため施設に入所している父 Y2 が所有している土地を，Y2 に話して安く譲れるようにすると持ち掛けてきた。X は，この話に関心を示し，最終的に 1000 万円で土地を購入することにした。しかし，Y1 は，実際には Y2 に土地の売買の話をしていなかった。そのため，X が Y1 に代金を支払ったものの，土地の明渡しも登記の移転もなされなかった。X は，状況が進展しないことから，Y1 か Y2，あるいはその双方を相手に訴訟を起こそうと考えた。

問（各設問は相互に独立している）

1　X は，Y2 を相手に，土地の明渡しおよび売買を原因とする土地所有権移転登記手続請求訴訟を提起した。しかし，Y2 は施設に入所中であったところ，Y1 は，Y2 に何も知らせず，また Y2 の名前をかたって手続を進行させていた。その後，Y2 は体調が回復して自宅に戻ったところ，間もなくして判決書が Y2 に送達され，そこで Y2 は初めて本件訴訟の経緯を知った。しかし，Y2 は，この訴訟は Y1 が勝手にしたことだから，自分には関係ないと考えていた。民事訴訟法 115 条 1 項 1 号は，確定判決は当事者を拘束すると規定しているが，ここでの当事者は Y1 と Y2 のいずれであろうか。また，Y2 は，判決にどう対応すべきか。

2　X は，土地の購入を前提に，すでに具体的な生活プランを組み立てていた。そこで，まずは，Y2 を相手に，土地の明渡しと売買を原因とする土地所有権移転登記手続を求めるとともに，それが認められない場合には，Y1 に対する無権代理人の責任を問う併合訴訟を提起したいと考えた。この訴えは適法か。

刑法

名古屋大学教授
齊藤彰子
SAITO Akiko

刑法 1（法教 475 号）

1　甲は，5 月 16 日午後 9 時 30 分頃，幼児用椅子に座って食事をしていた長男 X（当時 2 歳 7 か月）に対し，同人の背中を 2 度平手で叩く暴行を加え，その腹部を前に置いたテーブルの縁に打ち付けさせて腸間膜破裂の傷害を負わせた。

2　同月 17 日午前 0 時頃から，X は，「おえ，おえ。」と言ってえずき始め，吐いては休むことを繰り返した。同日午前 2 時 30 分頃，X が再びえずいたので，甲は，吐くのを助けるために，始めは手を使って 10 回くらい X の腹部を押し，その後，両膝を使って X を挟み込む形で 5 回くらい腹部を押した。同日午後 0 時 52 分頃，甲は，X が意識を失っていることに気付き，自ら X を P 病院に搬送したが，同日午後 2 時 54 分頃，X は，創口が 38cm に及ぶ腸間膜破裂に伴う出血性ショックにより死亡した。なお，X には，日頃から，吐き気を催す癖があった。

3　X が死亡するに至った機序についての Q 医師の鑑定は以下の通りである。⑴腹部に加わった鈍体による強い打撲または圧迫により腸間膜の破裂が生じ，これから持続的あるいは断続的に続く出血により，出血性ショックに陥り，死亡したものと判断される，⑵1 の暴行によって長さ 38cm の破裂が生じていたとすると，その時点で一次性ショックに陥っていたと考えられるが，そのような経過はないから，その点は否定される，⑶当初の破裂は，挫滅の認められる周囲で，長くても 5，6cm ぐらいまでのものと考えられる，⑷2 の X の腹部を押す行為によって，挫滅を伴う腸間膜破裂を増悪させた可能性が高く，その結果，長さ 38cm に及ぶ大きな破裂に繋がったと考えられる，⑸破裂した創口が 38cm に広がらなかった場合に死亡したかどうか，あるいは最初の 5，6cm の破裂で死亡したかどうかは分からず，5，6cm の破裂であっても，X に生じた腸間膜破裂は挫滅を伴っているので，出血が長時間にわたって続き，出血多量によって死亡する可能性はあるが，他方で，X は防御力の強い小児であるから，止血あるいはそれに対応しようという防御機構がかなり働くことからすると，死亡する可能性の程度について一概に言うのは難しい。

刑法 2（法教 476 号）

1　甲は，午後 10 時頃，帰宅途中の路上で突然乙からナイフ（刃渡り 14cm）を突きつけられ金員を要求された。甲は身を守るために，ナイフを持っている乙の手をカバンで振り払おうと考え，一歩下がって乙との距離をとりつつ，手に持っていたカバンを上方へと振り上げたところ，ねらい通りカバンは乙の手およびナイフに当たったが，その衝撃でナイフが乙の手を離れて飛んでいき，たまたま通りかかった X の太ももに深く突き刺さった。

2　甲は，X のただならぬうめき声を聞いてはじめて近くに人がいることに気づくとともに，乙の手を離れたナイフがその者に刺さったかもしれないと考えたが，同人は乙の仲間かもしれず，仮にそうでなくても，もたもたしていれば再び乙からどんな侵害を受けるかもしれないと考え，何事が起きたのかを確認することなくその場から逃走した。

3　他方，乙は，ナイフが X の太ももに刺さり大量に出血している様子をみて，このまま放置すれば X は失血死するかもしれないと思ったが，119 番通報をすると事情を聞かれて面倒なことになることから，X が死亡することになってもやむを得ないと考え，そのまま立ち去った。その約 20 分後，X は，その帰宅が遅いことを心配して探しに来た家族によって発見され病院に搬送されたため一命を取り留めた。

刑法 3（法教 477 号）

1　甲は，午前 8 時ころ，JR 秋葉原駅の 5 番線ホームから 3・4 番線ホームへと通じる階段の左側部分を下りの表示に従って下りていたところ，同部分を逆行してきた X と衝突した。

2　甲は，X が謝罪しないで立ち去ろうとしたことから，階段を駆け上がって行く同人に踊り場で追いつき，左手で X の右上腕を強くつかんだうえ，「ちょっと待て，謝れ。」などと言って謝罪を求め，X がこれに応じないとみるや，「駅長室に行こう。」などと言って同行を求めた。

3　X は，急に腕を強くつかまれたことに対する反発心に加え，出勤途上で先を急いでいたことや，この程度のことで駅長室へ行く必要はないと感じたことから，同行を拒み，「放せ，放せ。」などと言いながら，力を込めて右腕を前後に振り，被告人の手を振りほどこうとした。しかし，甲は，あくまでも X を駅長室へ連行しようとして，同人の右上腕をつかんでいた左手に更に力を加えて引っ張るなどし，放そうとしなかった。

4　X は，甲がどうしても手を放さないので，これを振りほどくため，平手で甲の左右顔面を押すように数回たたいたが，その際，甲の眼鏡が飛び，同人は全治 5 日間程度を要する顔面打撲の傷害を負った。

5　これに対し，甲は，X が着用していたポロシャツの右袖口付近をつかんで引っ張り，このため同人はその場に転倒し，その際，ポロシャツの襟の後ろ付け根部分が長さ約 8cm にわたって破れた。

刑法 4（法教 478 号）

1　甲は，夫 X を事故死に見せかけて殺害し生命保険金を詐取しようと考え，乙に殺害の実行を依頼した。乙は報酬欲しさからこれを引き受けた。乙は丙に事情を話して協力を求め，丙もまた報酬欲しさからこれを了承した。

2　乙および丙は，両者の乗った自動車（以下，「犯人車」という）を X の運転する自動車（以下「X 車」という）に衝突させ，示談交渉を装って X を犯人車に誘い込み，クロロホルムを使って X を失神させたうえ，X 車ごと海中に転落させて溺死させる計画を立てた。

3　8 月 18 日夜，乙は，甲から，X が自宅を出たとの連絡を受け，丙と共に，助手席側ドアを内側から開けることのできないように改造した犯人車にクロロホルム等を積んで出発し，I 市内の路上において，犯人車を X 車に追突させたうえ，示談交渉を装って X を犯人車の助手席に誘い入れた。同日午後 9 時 30 分ころ，丙が多量のクロロホルムを染み込ませてあるタオルを X の背後からその鼻口部に押し当て，乙もその腕を押さえるなどして，クロロホルムの吸引を続けさせて X を昏倒させた（以下，これを「第 1 行為」という）。その後，乙および丙は，X および X 車を約 2km 離れた I 工業港まで運び（走行時間は数分），ぐったりとして動かない同人を X 車の運転席に運び入れたうえ，同車を岸壁から海中に転落させて沈めた（以下，転落させる行為を「第 2 行為」という）。

4　X の死因は，溺水に基づく窒息であるか，そうでなければ，クロロホルム摂取に基づく呼吸停止，心停止，窒息，ショックまたは肺機能不全であるが，いずれであるかは特定できず，X は，第 2 行為の前の時点で，第 1 行為により死亡していた可能性がある。

5　乙および丙は，第 1 行為によって X が死亡する可能性があるとの認識を有していなかったが，客観的には，第 1 行為は人を死に至らしめる危険性の相当高い行為であった。

乙および丙の罪責を論じなさい。

刑法 5（法教 479 号）

1　「P」は高齢者を対象に詐欺を繰り返しているグループであり，甲はそのリーダー格である。詐欺の手口は大方以下のとおりである。甲が声をかけて集めた乙 1〜乙 7 の 7 名が，甲所有のマンションの 1 室を拠点として，甲が準備した携帯電話，高齢者の名簿，詐取金の送付先住所などを用いて，不特定多数の高齢者に電話をかけて騙し，指定の住所，宛名に現金を送付させ，送付完了を確認後，甲がその受領をバイク便を営む業者に依頼し，業者は受領完了後に甲に電話をして，その際同人が指定する場所で荷物を引き渡す。受領を依頼する業者は，その都度甲が，4〜5 社の中から選定している。詐取金は，必要経費を差し引いたうえで，P のメンバーにほぼ均等に配分されている。

2　丙は，東京都 N 区で「Q」の屋号で便利屋を営み，丁ほか 3 名を雇用し，電話等で依頼を受け，指示された場所で荷物を受け取り，指示された場所へ運ぶいわゆるバイク便の業務を行っている。丙は，某日，甲からバイク便の仕事の依頼を料金 4 万円で受けた。その依頼内容は，東京都 E 区内の「w」に配達される荷物を，その名宛人「O」になりすまして受け取り指定場所に運ぶというものであり，w が空室であり，室外のメーターボックス内に部屋の鍵を入れたキーボックスがあること，およびその暗証番号等も伝えられた。実際に荷物の受領，運搬を行ったのは，丙の指示を受けた丁である。

3　甲が Q に依頼したのは今回が 7 回目であるが，丁が担当するのは初めてのことであった。

4　丙も丁も，マンションの空室において他人になりすまして荷物を受け取るという依頼内容の不自然さと高額な報酬などから，犯罪がらみの物品ではないかと思っていたと供述している。

甲，丙，丁の罪責を論じなさい。

刑法 6（法教 480 号）

1　暴力団組長であった甲（身長 180cm）は，破産した O 建設の経営者 X を追及して隠し資産の所在を聞き出し，同社に対する債権を回収しようと企て，同様の意図を有する A（身長 162cm）と共謀のうえ，X を自動車に連れ込み，各所を連れ回しながら（第 1 現場～第 4 現場），こもごも暴行・脅迫を加えて隠し資産の所在を追及したが，X は明らかにしなかった。その態度にいらだった A が，第 4 現場において，X を殺害すると言い出した。

2　甲は，X を殺害すれば債権回収の目的が達成されないばかりか，殺人の前科を有する自分が不利益な立場に立たされるおそれがあることから，A に X 殺害を思い止まらせ，もし X 殺害の挙に出るときはそれを制止する意図のもとに，A と行動を共にし，実際，第 4 現場出発後，A が 2 度にわたって甲の隙を突いて X の頭部をつるはしの金具部分で殴打した際，甲はそれを制止する行動に出た。その後，甲は，第 5 現場において，A から，X を山林内に連れ込んで脅すので協力してほしいと求められてこれを了承し，共同して，X を山林内へ運び込んだ。その直後，甲は，A から，X を脅すための道具（スコップとつるはし）を車から取ってくるよう依頼された。甲がその依頼に従い A らのそばを離れていた約 10 分の間に，A は X の頸部を布製ベルトで絞めて窒息死させた。

3　なお，甲は，X を山林内に連れ込んだ頃には，本件一連の犯行の発覚を防ぐ必要があり，そのためには A が X を殺害することがあっても，自分と直接共同してではなく，あるいは自分の目前で行うのでなければ，これを放置するのもやむをえないとの考えに至っていた。そこで，前記 A の依頼を奇貨とし，自己の不在中に A が X を殺害することを予測，認容しながらそのそばを離れ，約 10 分間車のそばで時を空費したのであった。

4　X は，山林内に運び込まれた時点で既に重傷を負い抵抗の気力を失っており，A が X を殺害することは容易であった反面，甲が同席して殺害を阻止する構えを崩さない限り，体格において劣る A が X 殺害の挙に出ることはまず考えられず，仮に A が X 殺害を図ったとしても，甲はそれを容易に阻止しえた。

刑法 7（法教 481 号）

1　甲は，輸入禁制品である大麻（関税 109 条 1 項・69 条の 11 第 1 項 1 号）を密輸入しようと企て，フィリピン共和国マニラ市内から，大麻約 5kg を隠匿した航空貨物（以下，「本件貨物」という）を，自己が経営する東京都内の居酒屋宛てに発送した。

2　7 月 21 日，本件貨物が成田国際空港に到着した後，情を知らない通関業者 Q が輸入申告をし，同月 24 日税関検査が行われ，その結果大麻の隠匿が判明したことから，成田税関支署，千葉県警察本部生活安全部保安課および成田国際空港警察署の協議により，国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（いわゆる「麻薬特例法」）4 条等に基づいて，コントロールド・デリバリー（以下，「CD」と略す）が実施されることとなった。同月 27 日午前に税関長の輸入許可がなされ，その後，配送業者 W が，捜査当局から本件貨物に大麻が隠匿されていることを知らされ，CD による捜査への協力要請を受けてこれを承諾し，捜査当局の監視下において本件貨物を保税地域から引き取ったうえ，捜査当局との間で配達の日時を打ち合わせ，甲が本件貨物を受領すれば直ちに逮捕する態勢が整った後，本件貨物を甲に配達した。

3　関税法 2 条 1 号によれば，同法にいう「輸入」とは，「外国から本邦に到着した貨物……又は輸出の許可を受けた貨物を本邦に（保税地域を経由するものについては，保税地域を経て本邦に）引き取ること」をいい，同法違反の禁制品輸入罪は，本件のように宅送の方法による場合，犯人の委託を受けた業者が保税地域から貨物を引き取った時点（いわゆる「通関線の突破」）で既遂に達する（平野龍一ほか編『注解特別刑法補巻(3)』〔青林書院，1996 年〕21 頁［植村立郎］）。

刑法 8（法教 482 号）

1　甲は飲食店「P」を経営しており，その接客婦として雇った X らを自宅に住まわせ，その生活を厳しく管理していた。某日，X は，甲による過度の干渉に嫌気がさし，甲方から逃げ出した。甲は戻るよう説得したが X は頑として聞き入れなかった。

2　そこで甲は，X の意思に反してでも同人を連れ戻そうと考え，X に対し，A 病院に入院中の同人の母の許までゆくにすぎないように話をしてその旨誤信させたうえ，あらかじめ甲宅まで直行するように言い含めて雇った B の運転するタクシーに乗りこませ，甲もその隣に乗り込み B に発車を命じた。

3　その後，X らの乗ったタクシーが，A 病院に行くには左折する必要のある Q 交差点で左折することなく，甲宅のある H 市方面に向かい始めたため，X は甲の真意に気づき B に停車を求めた。これに対し，甲がそのまま甲宅に直行するよう要求したため，措置に迷った B が車の速度を時速約 20km に減速したところ，Q 交差点から約 150m 離れた W 派出所付近で X は車外に逃げ出した。

刑法 9（法教 483 号）

1　甲は，某日午後 2 時 20 分頃，A 党葛飾区議団だより等のビラ（以下，「本件ビラ」という）を，同区内にあるマンション（以下，「本件マンション」という）の各住戸のドアポストに投函するため，エレベーターに乗って 7 階に上がり，各住戸のドアポストに本件ビラを投函しながら，外階段を使って順次階を下り 3 階に至ったところで，住民に声をかけられて本件ビラの投函を中止し，直ちに本件マンションから退去した。

2　本件マンションは，地上 7 階，地下 1 階建ての鉄筋コンクリート造りの分譲マンションであり，1 階部分は店舗・事務所として，2 階以上は 40 戸の住宅として分譲されている。1 階の店舗・事務所部分への出入口と 2 階以上の住居部分への出入口とは完全に区分されており，住居部分へのアクセスは，1 階にある両開きドア（無施錠）から入ると掲示板と集合郵便受けが設置された玄関ホールとなっており，その奥にあるドア（無施錠）を開けて進むと，2 階以上に上がることができるエレベーターおよび階段がある。さらに 2 階から 7 階までは，外階段が 2 カ所設置されている。

3　本件マンションの管理組合理事会では，葛飾区の広報紙である「広報かつしか」を除きビラやパンフレット等を投函する目的で本件マンションの内部に立ち入ることを一切禁止することを取り決め，管理人にもその旨伝えており，管理人においてセールスマンやチラシ等を配ろうとしている者を見つけた場合には，本件マンションでは物品販売やチラシ等の投函は禁じられている旨を告げ，追い返していた。もっとも，管理人が不在の時間帯も多く，甲が立ち入ったときも不在であった。

4　玄関ホールの掲示板には，そこに立ち入った者の目に必ず入る目立つ位置に，「チラシ・パンフレット等広告の投函は固く禁じます。」と書かれた管理組合名義のはり紙等が貼付されていた。また集合郵便受けの中にも「青少年に有害なビラ・チラシお断り！！」と記載されたテープが貼られているものがあった。

刑法 10（法教 484 号）

1　甲男は，自宅近くのコインランドリー「P」をよく利用していたが，同店で時々見かける X 女に対して好意を抱くようになった。甲の見たところ，同女は自動車で P にやってきて，洗濯を開始した後再び自動車に乗ってどこかに行き，洗濯が終了する予定の時刻頃に戻ってきて，洗濯物を持ち帰っているようであった。

2　某日午前 11 時頃，甲が P の店舗内で洗濯が終わるのを待っていたところ，X がやってきて，いつものように，洗濯を開始した後自動車に乗って去って行った。甲は今日こそは X に声をかけようと考え，X が戻ってくるのを P の店舗内で待っていたが，X は洗濯終了時刻になっても戻ってこなかった。そこで，甲は，他に客がいなかったことから，洗濯が終了してロックが外れた洗濯機の中にある X の洗濯物の中から下着類を数点取り出し，自宅に持ち帰った。

他方 X は，洗濯が終了するまでの間，P から車で 7〜8 分程のところにあるスーパー「Q」で買い物をしてから P に戻り，洗濯物を持ち帰るのを常としていたが，同日は，Q で偶然旧友と再会して話が弾み，P に戻るのが遅くなってしまったのであった。

3　なお，P は 24 時間営業で，駐車場に 1 台，店舗内に 2 台防犯カメラが設置されていたが，P を経営する A は，一日に一度，大抵夕方に，店舗の清掃や備品の補充，金銭の回収のためにやってくるだけで，その余の時間は無人であった。

刑法 11（法教 485 号）

1　生活保護を受給しているXは，甲との間で，同人所有のアパートに入居する旨の賃貸借契約を締結し，甲から渡された「金銭管理契約書」と題する書面に署名した。同契約書には，同契約が賃料等の支払を確実にすること等を目的とすること，生活保護受給票，身分証明書，金融機関の通帳および通帳印，キャッシュカード等を甲に預託すること，公共料金の支払，保護費代理受領，金銭管理に係る市，区，金融機関等に対する手続等の一切を甲に委任すること等が記されていた。

2　甲は，上記契約に基づきXの生活保護費を管理するため，P農業協同組合W支店においてX名義の口座を開設すべく，X名義の口座開設申込書および印鑑届（以下，両者を併せて「本件文書」という）をそれぞれ作成したうえ，Xから預かっていた生活保護受給票とともにW支店のZに提出して，Xになりすまして X名義の口座開設およびそれに伴う普通貯金口座通帳およびキャッシュカードの交付を申し込み，ZからX名義の普通貯金口座通帳1通およびキャッシュカード1枚の交付を受けた。Pは，新規の顧客から口座開設の申出があった場合，口座開設申込書，印鑑届等必要書類のほか，法令に基づき本人確認書類の提出を求め，顧客の本人特定事項を確認し，所要の決裁を経て，口座を開設し，顧客に通帳を交付する。

3　Xは，甲に言われるまま，福祉事務所長宛ての「保護費口座振込依頼書」に，上記2の方法で甲が入手したX名義の通帳の貯金口座を記入し，その氏名欄に署名したうえで，福祉事務所に提出した。甲は，当該X名義の口座に生活保護費が振り込まれると，上記2の方法で入手したX名義のキャッシュカードを使用して全額引き出し，アパートの賃料や公共料金等を差し引いたうえで，Xに渡していた。

刑法 12（法教 486 号）

1　東京都は，新宿駅西口から新宿副都心へ通じる地下道（以下「本件通路」という）に水平エスカレーター（以下「動く歩道」という）を設置することとし，本件通路において段ボールを用いた簡易な小屋（以下「段ボール小屋」という）の中で起居する路上生活者約 200 名に対し，12 月 15 日から翌年 1 月 13 日までの間，3 回にわたって周知活動を行い，自主的退去を促すとともに，彼／彼女らを保護するため，臨時保護施設を開設して食事や衣服を提供し，健康診断を行うとともに，自立支援策として就労のあっせん等を行うことにした。

2　東京都は，同月 24 日午前 6 時から動く歩道の設置に伴う環境整備工事（以下「本件工事」という）を実施することとし，過去の周知活動の際の状況から本件工事の妨害が予想されたため，民間警備会社の警備員および警察官の派遣を依頼した。本件工事は，〔1〕路上生活者が自主的に退去した後に残された段ボールやごみ等を撤去する作業，〔2〕工事区域内に歩行者が入らないようバリケードやカラーコーンを設置する作業，〔3〕床のタイル舗装を撤去する作業から成り，それぞれ民間業者に請け負わせるものであった。

3　甲は，本件工事を実力で阻止するため，同日午前 2 時ころから，多数の路上生活者に指示して，本件通路の都庁側出入口に強化セメント製植木ボックス，ベニヤ板等でバリケードを構築し，その内側で約 100 名の者とともに座り込むなどして都職員らの同工事区域内への進入を阻止した。同日午前 6 時 30 分ころ都職員が本件工事に着手する旨宣言し，都職員から指示された警備員がバリケードを撤去しようとしたところ，甲らは，都職員らに対し，「帰れ，帰れ」とシュプレヒコールを繰り返し怒号するなどして座込みを続けた。

4　警察官は再三警告を発していたが，同日午前 7 時 34 分ころから，座込みを続ける者らを公務執行妨害罪や道交法違反などで現行犯逮捕して近隣の公園まで連行するなどして，同日午前 8 時 10 分ころまでに排除した。

5　都職員は，同日午前 8 時 20 分ころ本件工事に着手し，臨時保護施設への入所受付を行うとともに，座込みに参加せずに段ボール小屋にいた路上生活者数名に自主的な退去を促したところ，これらの者は自ら本件通路から退去した。

刑事訴訟法

同志社大学教授
洲見光男
SHUMI Mitsuo

刑事訴訟法 1（法教 475 号）

警察官 K1 および同 K2 は，令和 2 年 3 月 7 日午前 6 時頃，A 市内の B 路上において，ふらふらとした感じで，頬がこけ，顔色が悪いなどの薬物使用者に見られる特徴を有する X を発見し，X に対し職務質問を開始した。K1 らは，X の承諾を得てその両肘内側を見分したところ，真新しい注射痕が複数あるのがわかった。K1 が X に対し，「これは何だ。」と尋ねると，X は，「点滴の痕だよ。薬物なんかやってない。」と答えるとともに，警察署での尿の任意提出の求めを拒否した。

同日午前 6 時 30 分頃，K1 の応援要請に基づいて臨場した警察官 K3 は，X の様子などを確認した後，X に対し，強制採尿のための令状請求手続に移行する旨を告げた。すると，X は，令状の取得には 2，3 時間かかるだろうから自分の部屋に帰って寝るといって歩き出したため，K1 および K2 は，K1 の要請で応援臨場していた警察官 K4 および同 K5 とともに，X に追従した。同日午前 7 時頃，X は，その頃居住していた C アパート（以下「本件アパート」という）に到着し，本件アパートの中に入った。K1 ら 4 名の警察官が X に続いて内部に入ろうとしたので，X は，K1 らに対し，「令状がないのに入ってこれんの。入ってくるなよ。」と述べたが，①K1 らは，X の後に付いて 2 階に上がり，X の居室（四畳半一間）である 25 号室の前まで行った。X は，居室に入ってドアを閉めようとしたが，K1 らは，ドアを開けたままにするよう X に求めた。X は，「今から寝る。ドアを閉めさせてくれ。」などと頼んだが，K1 らはこれを聞き入れなかった。5 分間ほどの押し問答の末，X は，自らその居室にあった野球のバットを差し込み，ドアが完全に閉まらない状態にして就寝した。その後，②K1 は，ドアの隙間から X の居室の中を見渡したところ，注射器など覚せい剤を使用するための道具が畳の上に散乱していた。K1 らは，直ちに X の居室に立ち入らず，請求中の令状が届けられるのを X の居室の前で待った。

本件アパートは，2 階建ての共同住宅で，建物の入り口で靴を脱ぎ，廊下や階段を通って各居室に行くようになっていた。共用部分には，台所とトイレのほか，風呂，談話室もあった。

下線①②の各行為は強制処分に当たるか。

刑事訴訟法 2（法教 476 号）

警察官 K らは，かねてより暴力団 A 組の関係者と把握していた X が，B 県内のホテルに虚偽の住所と氏名で宿泊したという旅館業法違反（12 条・6 条 2 項）の事実を認知した。X の住所について捜査が行われたところ，X が C 県 D 市〈以下略〉所在の E マンション 5 階 503 号室（以下単に「503 号室」という）に居住しているのではないかとの疑いが浮上した。そこで，K らは，X が 503 号室に居住しているか否かを確認するため，503 号室（共用廊下の突き当りにある）の玄関ドア付近を見通せる近くのマンションの一室を賃借し，家庭用ビデオカメラ 1 台を同室に設置して，約 3 週間，24 時間態勢で，503 号室の玄関ドアやその付近の共用廊下を撮影することとした。①K らは，X がほぼ 2 日おきに 503 号室に出入りするところを，各回約 20 秒間撮影した。また，②K らは，E マンション 1 階の共用玄関内にある 503 号室の郵便ボックス投函口のすき間から，内部の郵便物をビデオカメラで撮影した。K らは，E マンション共用玄関内に立ち入ることについては，E マンションの管理人の許可を得ていた。

下線①②の各ビデオ撮影の適法性について論じなさい。

刑事訴訟法 3（法教 477 号）

警察官 K は，深夜，警察官の制服を着用して自転車で警らパトロールをしていたところ，違法薬物に絡んだ犯罪が多く発生する A 地区において，前方からバイクに乗って走行してきた X が，自分の姿を見て突然右折して路地に入ったことから，X に対し職務質問を実施することとした。K は，X がふらふらとした感じで，その頬がこけているのを認めたほか，X から提示された運転免許証による前歴照会の結果，X に覚せい剤取締法違反等の犯歴のあることを知った。K が質問を続けようとすると，X は，エンジンキーを引き抜き歩いて立ち去ろうとした。K は，質問に応じるよう X を説得すると，X は，「わかった。何でも答えるよ。」と述べたものの，エンジンキーを差込口に入れようとした。そこで，①K は，X がバイクで走り去るのを防止するためエンジンキーの差込口を手で塞いだ。X は，「逃げないよ。」と述べて，エンジンキーを上着のポケットに入れた。K は，X に対し，持ち物を見せてもらいたい旨頼むと，X は，ポケットから携帯電話や財布を取り出して提示したが，その際，不透明なプラスチック製のケース（縦 12cm ×横 8cm×高さ 2cm）が落ちた。K が，その内容物について X に尋ねると，X は，慌てた様子を示した後，何も答えなかった。②K は，X の反応を見て，そのケースの中に違法薬物等を隠匿しているのではないかとの疑いを深め，ケースの蓋を開けたところ，注射器と駆血帯が入っていた。

下線①②の各行為の適法性について論じなさい。

刑事訴訟法 4（法教 478 号）

K，L，M の警察官 3 名（以下「K ら」という）は，令和 2 年 3 月 2 日午前 5 時 6 分頃，覚せい剤使用の常習者や指名手配被疑者等が多く集まるところとして把握されている A 市内 B 地区の路上で座り込んでいる X を発見し，職務質問を実施することとした。X は，K らの質問に対し，建設現場で働いている，ここで現場まで連れて行ってくれる建設会社の車を待っている，この付近のアパートに住んでいるなどと答えるとともに，K らの求めに応じ，携帯していたショルダーバッグから運転免許証，建設会社の ID，タオル，財布，手帳，催涙スプレー1 本（以下「本件スプレー」という）をそれぞれ取り出し，路上に置いて，K らに提示した。本件スプレーの説明書には，本件スプレーは，護身用防犯スプレーとして製造されたもので，内容量約 20g の缶入りである，その噴射液は CN ガスを含有し，水鉄砲のように目的物に向かって噴射できる，CN ガスは，催涙性が極めて強く，人の顔面に向けてこれを使用すると，皮膚の軟弱部位が発赤し，高濃度になると結膜炎により失明することがあるなどと書かれていた。X は，K らから本件スプレーを携帯している理由を問われると，「いろいろあるやろう。いざというとき役立つ。」と曖昧な答えをし，具体的な理由を述べなかった（なお，X は，職務質問開始時から，K らの警告を無視して，携帯電話で誰かと話し続けていた）。K らは，午前 5 時 30 分，X が午前 5 時 11 分頃に，前記路上において，正当な理由なく催涙スプレー1 本をショルダーバッグ内に隠して携帯（以下「隠匿携帯」という）したとの軽犯罪法違反（1 条 2 号）の被疑事実により X を現行犯逮捕（以下「本件現行犯逮捕」という）した。

本件現行犯逮捕は適法か（ただし，先行手続は適法とする）。

〔参考〕軽犯罪法

第 1 条　左の各号の一に該当する者は，これを拘留又は科料に処する。

一　〔略〕

二　正当な理由がなくて刃物，鉄棒その他人の生命を害し，又は人の身体に重大な害を加えるのに使用されるような器具を隠して携帯していた者

三～三十四　〔略〕

刑事訴訟法 5（法教 479 号）

⑴　L 県 M 警察署司法警察員 P は，令和元年 9 月 18 日，X を同署管内で同年 5 月 3 日と同月 5 日に発生した常習賭博の事実（以下「A 事件」という）で通常逮捕した（以下「前件逮捕」という）。X は，引き続き，勾留状により勾留されて，P らの取調べを受けたが，公訴提起に十分な証拠が得られなかったため，10 月 8 日，処分保留のまま釈放された。

他方，L 県 N 警察署司法警察員 Q は，同署管内で令和元年 5 月 10 日と同月 12 日に発生した常習賭博の事実（以下「B 事件」という）を 7 月 4 日に認知していたところ，10 月 10 日，窃盗事件で逮捕され N 警察署で取調べを受けていた Y から，B 事件の被疑者が X であるとの信用できる情報が寄せられたので，同月 11 日，X を B 事件で通常逮捕した（以下「本件逮捕」という）。X は，引き続き，地方裁判所裁判官の発した勾留状により勾留された（以下「本件勾留」という）が，弁護人は，本件勾留の取消しを請求した（刑訴 429 条 1 項 2 号）。裁判所は，B 事件が A 事件の常習賭博と一罪をなすものと判断した場合，どのような措置を採るべきか。

⑵　Q が前件逮捕と A 事件の存在を知りながら，これらを本件逮捕に係る逮捕状請求書に記載していなかった場合，本件勾留の請求を受けた裁判官は，請求を却下すべきか。

刑事訴訟法 6（法教 480 号）

警察官 K1 および K2 は，X を職務質問中，X の承諾を得て X の携帯するセカンドバッグの中を調べたところ，白い粉の入ったビニール袋があったので，X の同意の下，その場で，その白い粉について簡易検査を実施した結果，覚せい剤であることが判明した。そこで，K1 および K2 は，X を覚せい剤所持の現行犯人として逮捕する旨を X に告げ，手錠をかけようとすると，X は，K2 が手に持っていたビニール袋（残部の覚せい剤在中）を奪い取って，近くにあったパチンコ店に逃げ込んだ。①K1 および K2 は，直ちに X を追跡して同パチンコ店内に立ち入り，客 A の座っている椅子の横に隠れようとしている X を逮捕し，その場で，X の着衣のポケットの中などを捜索した。しかし，ビニール袋は発見されず，追跡中に X が通過した場所にもビニール袋はなかったので，②K1 は，A の抗議にもかかわらず，A が座っていた椅子の前に置かれ口が開いていた A のトートバッグの中を捜索したところ，奪い取られたビニール袋が入っていたので，これを差し押さえた。K1 および K2 は，応援要請を受け臨場していた警察官 K3，同 K4 とともに，X をパトカーまで連行し，X をその後部座席中央に座らせ，K2 と K3 が X の両側に座った。③直ちに，K1 は，K4 とともに，X の自動車内を捜索したが，証拠は発見されなかった。X の自動車が停められていた場所は，前記パチンコ店から約 200m 離れたところにある同店の 2 階建て駐車場内であった。

下線部①～③の各行為の適法性について論じなさい。

刑事訴訟法 7（法教 481 号）

警察官 K は，9 月 10 日，情報協力者から X が大麻を所持しているとの情報提供を受け，その住居として L 県 M 市 N 町《番地略》所在の G ハイツ A 号室（以下，単に「A 号室」ともいう）と記載されたメモを入手し，同月 15 日ころ同居室を内偵したところ，郵便受けに F とともに X の名前も掲げられ，2 人分の洗濯物が干されていたことなどから情報どおり A 号室が X の住居であると認めた（その後の 2 回の内偵でも特段の状況変化がなかった）。K は，同月 26 日，裁判官に対し，X を大麻取締法違反（同法 3 条）事件の被疑者，捜索すべき場所を G ハイツ A 号被疑者居室，差し押さえるべき物を大麻，容器，吸煙器具，取引メモとする捜索差押許可状を請求し，同日，その発付を得た。翌 27 日午前 8 時頃，K は，部下の警察官 5 名とともに A 号室に赴き，応対に出た F に対し，同令状を示して X に対する大麻取締法違反の捜索令状であることを告げ，「X はいるか，どこへ行ったか」と尋ねたところ，F は，「いない。1 週間前に出て行った」と答え，さらに「X の荷物はあるか」と更に尋ねたのに対し，「二，三ある」旨答えたので，同令状による捜索が許されると考え，F を立会人として，部下の警察官らとともに，ワンルームマンションである A 号室の捜索を開始した。捜索の結果，差し押さえるべき物は発見されなかった。A 号室の捜索は適法か。

刑事訴訟法 8（法教 482 号）

警察官 K は，令和 2 年 9 月 5 日，X に対する大麻取締法違反（営利目的栽培・同所持）被疑事実により，捜索すべき場所を「L 県 M 市 N 町〔以下，省略〕に所在する P マンション 206 号 X 方居室」，差し押さえるべき物を「大麻草，大麻株，照明器具，暖房機器，肥料，栄養剤，計量器，メモ」とする捜索差押許可状（以下「本件令状」という）の発付を受け，部下の警察官数名とともに同居室に赴き，インターフォンで X に，「警察です。捜索に来ました」と告げ，玄関ドアを開けた X に対し，本件令状を呈示した後，X を立会人として捜索を開始した。K らは，大麻の鉢植え 20 本，照明器具，肥料等を差し押さえた。X は，ロケットペンダントを首から吊るしており，それに手を当てて隠す素振りをしていたことから，K は，X に対し，同ロケットペンダントの中を見せるよう求めたが，X は，これを頑なに拒否した。そこで，①K とその部下の警察官 2 名は，X から同ロケットペンダントを取り上げ，その蓋を開けて中を調べたところ，大麻ワックスが見つかったので，X を大麻所持の現行犯人として逮捕し，それを差し押さえた。また，X が逮捕される前に，K の部下の警察官の一人は，X が，メモを，X を訪ねてきていた X の友人 Y のジーンズの後ろ右ポケットに（Y に気づかれないように）入れるところを見たので，同警察官は，Y に事情を話して同メモを出すよう求めたが，Y はこれに応じなかった。そこで，②同警察官は，Y の抵抗にもかかわらず，自分の右手を Y のジーンズの後ろ右ポケットに差し入れて同メモを取り出した。同メモは，栽培方法を記載したものであったので，差し押さえられた。また，K は，大型暖房機を差し押さえようとしたが，壁に取り付けられていたので，差し押さえるためには，その一部を破壊して取り外す必要があった。そこで，③K は，暖房機を差し押さえる代わりに，暖房機（製造番号・有効発熱量などが記載された要目表ラベルを含む）の写真を撮影した。

下線部①～③の行為の適法性について論じなさい。

刑事訴訟法 9（法教 483 号）

A 警察署の警察官 K は，その部下である警察官数名と，令和 2 年 9 月 1 日午前 11 時 10 分，暴力団構成員 X に係る覚せい剤取締法違反被疑事実に関する捜索差押許可状に基づき，X 方居宅の捜索差押えを開始した。X が携帯電話を使おうとしたので，K は，X に対し，「誰に連絡しようとしているのか」と尋ねた。X は何も答えず，携帯電話を使い続けようとしたので，①K は，X から携帯電話を取り上げた。その後，捜索の結果，覚せい剤が発見されたので，午前 11 時 30 分，X を覚せい剤所持の現行犯人として逮捕し，その場で同覚せい剤を差し押さえた。

X は，A 警察署に引致された。その後，X は，A 警察署留置施設に勾留され，あわせて裁判官による刑訴法 81 条に基づく接見禁止決定を受けた。検察官 P は，A 警察署留置施設の長に対し，「接見等に関する通知書」（「被疑者と弁護人等との接見等に関し，捜査のため必要があるときは，その日時，場所及び時間を指定することがあるので通知する」内容のもの）を送付した。弁護士 F は，X によりその弁護人に選任され，勾留 2 日目に X と接見したが，その後，9 日午前，P に電話し，翌 10 日午前の 1 時間 X と接見したい旨伝えた。②P は，10 日午前には，X に対する確実な取調べの予定があるとして，接見の日時および時間を同日午後 1 時から同 2 時までの間の 45 分間と指定した。なお，F は P との接見協議に応じていなかった。

K は，X の逮捕直後から X の取調べを担当していたが，11 日に X を取り調べた際，X がこれまでの供述を翻した。そこで，③K は，X に対し，「なぜ供述を変えたのか」と尋ねると，X は，「昨日，弁護士の先生と面会したとき，先生にいわれたからだ」と答え，自ら F との接見内容を話し始めたので，K はこれを聴取した。

下線部①～③の適法性について論じなさい。

刑事訴訟法 10（法教 484 号）

A 警察署の警察官 K は，宝石店で指輪を盗んだ被疑事実で逮捕された後，A 警察署留置施設に勾留されている X を取り調べていた。X は，逮捕直後から一貫して，犯行時刻には自分のアパートの部屋にいて，犯行現場の宝石店に行っていないなどと主張して犯行を否認していた。K は，宝石店前路上の防犯カメラに X が映っていたことから，X に対し，「犯行現場付近の防犯カメラにあなたが宝石店の前を行ったり来たりしているところが鮮明に映っていた」旨を告げたところ，X は，犯行を認め，盗んだ宝石を友人宅に隠匿していることも供述したので，その内容を録取した供述調書が作成された。そこで，K は，供述調書を疎明資料として捜索差押許可状の発付を受けて X の友人宅を捜索したところ，被害品である指輪が発見されたので，これを差し押さえた。その後，K は，防犯カメラに映っている人物は，その顔ぼう・体格・身長などの点で X と酷似しているが，歩容が異なるので，X との同一性は否定されるとの専門家の鑑定結果を得た。

裁判所は，供述調書および X の友人宅で差し押さえられた指輪を証拠として採用することができるか。

刑事訴訟法 11（法教 485 号）

X は，自宅から自家用車（以下「本件車両」という）を無免許で運転し，国道△号線を走行してきて A ショッピングセンターの駐車場（以下「本件駐車場」という）に駐車しようとした際，本件駐車場にいた B 運転の車と衝突した。X と B に怪我はなかったが，警察に通報がなされた。警察官らが本件駐車場に到着したときは，本件車両と B の車は駐車場に止まっており，X と B が話し合っていた。警察官らは，X から無免許であることを告げられたので，本署に運転免許照会をしてそれを確認し，また，事故については，怪我のない物損事故と判明したので，X を道路交通法違反（無免許運転）被疑事件の被疑者と認めて検挙した。

X は，公安委員会の運転免許を受けないで，令和 2 年 10 月 3 日午前 9 時 30 分ころ，本件駐車場付近の国道△号線において，本件車両を運転したものである旨の公訴事実で起訴された。公判で，X は，公訴事実を認める供述をした。裁判所は，X が無免許であることを示す捜査関係事項照会回答書（同意〔刑訴 326 条 1 項〕），捜査報告書（一部同意〔内容は後記〕），実況見分調書（同）および速度違反自動取締装置により撮影された写真（X が犯行時刻の 10 分前に国道△号線において本件車両を運転しているところが写っている）のうち，どれを X の自白の補強証拠とできるか。

捜査報告書の同意部分には，無免許運転事件発覚の端緒となった物損事故発生の 110 番通報を受け，本件駐車場に到着した警察官が，X から，X が自宅の駐車場から本件車両を運転して国道△号線を走行してきて本件駐車場に駐車しようとした際，B の車とぶつかった旨の申立てを受けたとの記載がある。また，X 立会いの下作成された実況見分調書の同意部分において，犯行当日，X が自宅駐車場を出発してから本件駐車場に至るまでの間の本件車両の運転経路が特定されている。

刑事訴訟法 12（法教 486 号）

X は，令和 3 年 2 月 1 日午前 2 時 10 分ころ，公安委員会が道路標識により，その最高速度を 60 キロメートル毎時と指定した A 市 B 区 C 町△丁目県道◇線下り 20 キロポスト付近道路において，その最高速度を 45 キロメートル超える 105 キロメートル毎時の速度で普通乗用自動車を運転して進行した旨の公訴事実により公訴提起された。検察官は，速度測定カードを証拠調べ請求したが，これに対し，X の弁護人は，速度測定カードについて，警察用自動車（覆面パトカー）が X の車を速度違反車両として検挙するにあたり，緊急自動車の要件である赤色警光灯の点灯を怠ったまま指定最高速度を超えて X の車を追尾走行し，その結果作成されたものであって，違法収集証拠であるので証拠能力がない旨主張した。

緊急自動車は，道路交通法 22 条（最高速度）に違反する車両等を取り締まる場合，同条の規定の適用を受けない（道交 41 条 2 項）が，緊急自動車と認められるためには，サイレンを鳴らし，かつ，赤色の警光灯をつけなければならならない（道交令 14 条本文）。ただし，警察用自動車が道交法 22 条に違反する車両等を取り締まる場合において，特に必要があると認めるときは，サイレンを鳴らすことを要しない（道交令 14 条ただし書）が，赤色警光灯の点灯義務は解除されない。弁護人の主張どおりであれば，X の車を追尾した覆面パトカーは，緊急自動車の要件を満たしていなかったことになる。

違法収集証拠に関する弁護人の主張は認められるか。

問題演習 基本七法 2021〔設問集〕

2021年12月10日　Ver.1.0発行

編者 …… 法学教室編集室
発行者 …… 江 草 貞 治
発行所 …… 株式会社 有 斐 閣
〒101–0051
東京都千代田区神田神保町2–17
http://www.yuhikaku.co.jp/
デザイン …… ナカムラグラフ

さらに問題を解きたい人には
月刊「法学教室」の演習や連載をまとめた書籍がオススメです

1つの法分野をより広く，より深く。

演習欄を加筆・補訂。
30問程度の設問で集中的に学習する。

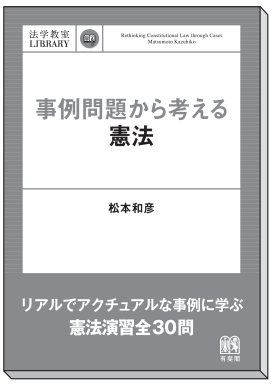

『事例問題から考える憲法』

松本和彦
定価 2,640円（税込）
ISBN：978-4-641-22702-6

『演習会社法〔第2版〕』

弥永真生
定価 1,980円（税込）
ISBN：978-4-641-13592-5

『事例演習民事訴訟法〔第3版〕』

遠藤賢治
定価 2,970円（税込）
ISBN：978-4-641-13644-1

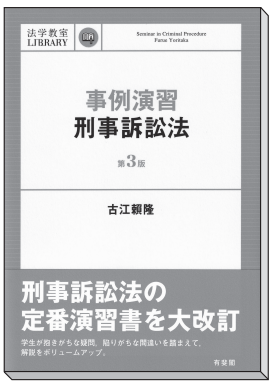

『事例演習刑事訴訟法〔第3版〕』

古江頼隆
定価 3,960円（税込）
ISBN：978-4-641-13949-7

司法試験レベルの問題にチャレンジ。

講座連載「事例で考える」シリーズを書籍化。
ハイレベルな問題と解説で自分の力を試す。

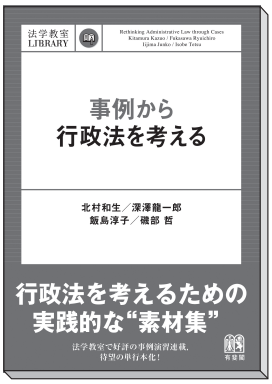

『事例から行政法を考える』

北村和生・深澤龍一郎・飯島淳子・磯部　哲
定価 3,740円（税込）
ISBN：978-4-641-13187-3

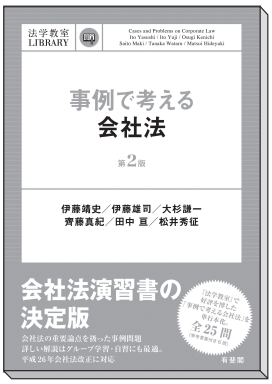

『事例で考える会社法〔第2版〕』

伊藤靖史・伊藤雄司・大杉謙一・齊藤真紀・田中　亘・松井秀征
定価 3,850円（税込）
ISBN：978-4-641-13729-5

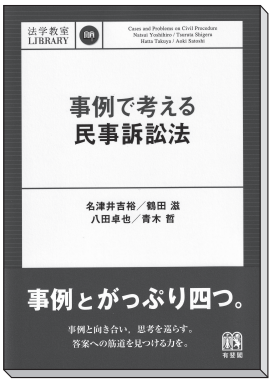

『事例で考える民事訴訟法』

名津井吉裕・鶴田　滋・八田卓也・青木　哲
定価 3,520円（税込）
ISBN：978-4-641-13863-6

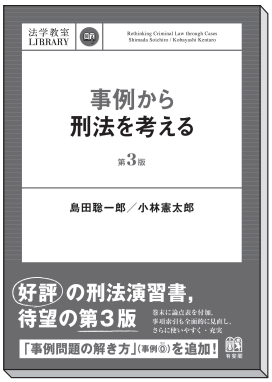

『事例から刑法を考える〔第3版〕』

島田聡一郎・小林憲太郎
定価 3,520円（税込）
ISBN：978-4-641-04298-8

本書のもととなった演習欄が掲載されている
月刊「法学教室」のご紹介

学習が進む，理解が深まる。
法学がもっと面白くなる。

- 講義やテキストだけじゃ分からない
- あの先生の講義を聞いてみたい
- 試験対策ってどうすれば…
- 話題の事件を法的に考えたい

そんな法学学習へのモヤモヤを，
“もう一つの教室”で解消しよう!

毎月28日発売
定価1,569円(税込)
※特別定価の場合がある点ご了承ください。

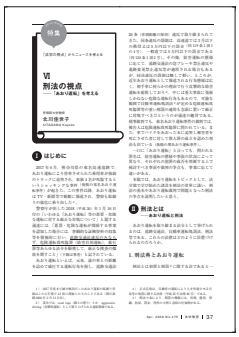

特集

様々な角度から重要論点や判例を学ぶ。講義やテキストでの疑問を解消し，理解をさらに深めよう。

講座

あの大学の，あの先生の講義が受けられる。魅力あるラインナップから自分に合った連載で学習を進めよう。

演習

各種試験に向けて事例問題にチャレンジ。日頃の学習で身につけた知識を再確認!独習・自主ゼミにぴったり。

時事トピックス

ニュースで見た“あの事件”って…。最新の事件や法改正の内容を，タイムリーに，法的にしっかり掴もう。

「法学教室」の
詳しい情報はこちら。
お得な定期購読も
ご用意しています。

お問い合わせ先
株式会社 有斐閣
http://www.yuhikaku.co.jp/